

2011

5

May

Vol.45

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 大阪鉛錫精錬所

特集

～優良産廃処理業者認定制度
運用マニュアル～

産業廃棄物の処理の委託には、

社団法人全国産業廃棄物連合会発行の マニフェストをお使い下さい！

理由があります…

選ばれる



交付番号は、環境省認可の社団法人
全国産業廃棄物連合会が一括管理。
社会の信頼性が違います。

法律で定められているマニフェストの5年間の保存のため、
バックカーポンを採用！※長期保存には、バックカーポンが適しています。



社団法人大阪府産業廃棄物協会



C O N T E N T S

●東日本大震災に寄せて	2
特集●～優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル～	4
行政だより●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について (平成23年3月15日環廃産発110310002)	82
産業廃棄物管理票制度の運用について (平成23年3月17日環廃産発110317001)	85
産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化の施行前後における許可に関する考え方について (平成23年3月17日事務連絡)	93
多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について (平成23年3月23日環廃産発110323008)	97
建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について (平成23年3月30日環廃産発110329004)	98
石綿含有廃棄物等の適正処理について(平成23年3月31日 環廃対発110331001・環廃産発110331004)	99
O S K 通信	100
●大阪ATCグリーンエコプラザ「循環型社会形成セミナー」	
●関西金属産業協同組合向け研修 「改正廃棄物処理法令の要点解説」	
●西日本地域における東日本大震災支援体制検討会議	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
会員紹介 ●株式会社 大阪鉛錫精錬所	102

表紙写真提供 :

株式会社 大阪鉛錫精錬所 〒554-0051 大阪府大阪市此花区西島5-11-117

東日本大震災に



(社)大阪府産業廃棄物協会会長

國中賢吉

平成23年3月11日、宮城県沖合を震源とする大地震とそれに伴う大津波が発生しました。そして、痛ましくも、東北・関東の太平洋沿岸地域において、約2万5千人の死者・行方不明者や約12万人弱の避難者を出し、沿岸住民の家屋や原子力発電所をはじめ多くの建設物や農業・漁業などに甚大な被害をもたらしました。

ここに、亡くなられた方々に対して冥福をお祈りしますとともに、今なお行方不明者の捜索を必死にされている方々や被害に遭われた皆様に対しまして、衷心よりお見舞を申し上げ、逆境に負けないようエールを送る次第です。

また、原子力発電所から漏れ出した放射能は、地域住民の生活をおびやかし、海産物・農作物や観光産業、そして何よりも日本が誇りとしてきた安全な国という信用にも、はかり知れない影響を与えております。

私は、今こそ、この未曾有ともいえる災害の復旧・復興には日本国民全てが力をあわせ、立ち上がらなければならないと考えております。

当協会におきましては、いち早く災害支援に向け会員の皆様に義援金をお願い致しましたところ、約250万円という多額のご寄付をいただきました。その皆様からの淨財にあわせ、協会からも義援金を拠出しまして、被災地の岩手・宮城・福島県の各協会に各200万円をお渡しさせていただきました。

この当協会会員のご厚志である義援金が、今までに復旧に向け立ち上るうとする被災地において、とりわけ膨大な災害廃棄物の処理を行わなければならない廃棄物処理を専門とする被災地の協会及び会員の皆様にとって、必ずお役に立つことができるものと確信しております。改めまして、ご厚志を頂きました方々をはじめ当協会会員の皆様に厚く御礼を申し上げます。

寄せて

また、この災害廃棄物の処理に関しましては、全国産業廃棄物連合会に「災害廃棄物処理 支援特別対策本部」を設置し、環境省、関係行政と連携し、要請があれば即時に対応できるように、全国の協会に依頼し、会員の有する機材の調査を行うとともに、支援体制を整えつつあります。会員の皆様に対しましては、災害廃棄物の処理につきまして支援をお願いすることもあるうかと思いますが、そのときには、何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成22年5月の廃棄物処理法改正をはじめとして、政令・省令が交付され、4月1日よりこれら改正された法令が施行されております。

法改正によって、厳格な基準が設けられた部分がありますが、収集運搬業の許可のように大幅な改正がなされ、基本的には都道府県知事の許可で府県内の収集運搬が可能とされるように、緩和されたところもあります。

また「優良産廃処理業者認定制度」が法律に規定され、認定を受けることによって許可期限が延長されるなど、優良処理業者の育成に向け実効性のある制度も創設されております。

今後は、震災による影響や、電力不足によって、日本経済はまさに正念場を迎える厳しい状況ではありますが、日本の復興を阻害しかねない、膨大な災害廃棄物の処理を含め、産業廃棄物処理業界の立場は、今後ますます重要になってくるものと確信しております。

最後に、復旧・復興支援に携わる全国の皆様及び本協会の皆様のご健勝とご活躍を心から祈念するとともに、微力ながら私自身が日本の復興に貢献していくことをお誓い申し上げて、東日本大震災に寄せての私のご挨拶とさせていただきます。

立ち上がりうる日本、
復興を目指して

特集

優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル

平成23年3月

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

※ このマニュアルにおいて頻出する用語の定義について、以下にまとめる。

用語	定義
産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業をいう。
産業廃棄物処理業者	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
産業廃棄物収集運搬業者	廃棄物処理法第14条第1項の許可を受け、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
産業廃棄物処分業者	廃棄物処理法第14条第6項の許可を受け、産業廃棄物の処分を業として行う者
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	廃棄物処理法第14条の4第1項の許可を受け、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
特別管理産業廃棄物処分業者	廃棄物処理法第14条の4第6項の許可を受け、特別管理産業廃棄物の処分を業として行う者
排出事業者	その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者
優良基準	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準
優良認定業者	優良基準に適合する旨の都道府県知事・政令市長の認定を受けた産業廃棄物処理業者
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
廃棄物処理法施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）
改正令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）
廃棄物処理法施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

目次

1	優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的	5
2	優良産廃処理業者認定制度の概要	5
3	優良基準	6
3. 1	全体像	6
3. 2	遵法性に係る基準	7
3. 3	事業の透明性に係る基準	9
3. 4	環境配慮の取組に係る基準	58
3. 5	電子マニフェストに係る基準	59
3. 6	財務体質の健全性に係る基準	60
3. 7	その他	63
4	優良認定・優良確認の申請	64
4. 1	優良認定・優良確認の申請方法	64
4. 2	申請書類	65
5	審査と認定	75
5. 1	申請の受け付け等	75
5. 2	申請内容の審査	76
5. 3	チェックリスト	77
5. 4	優良認定・優良確認	79
5. 5	都道府県・政令市における事務負担の軽減	80
6	優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリット	81

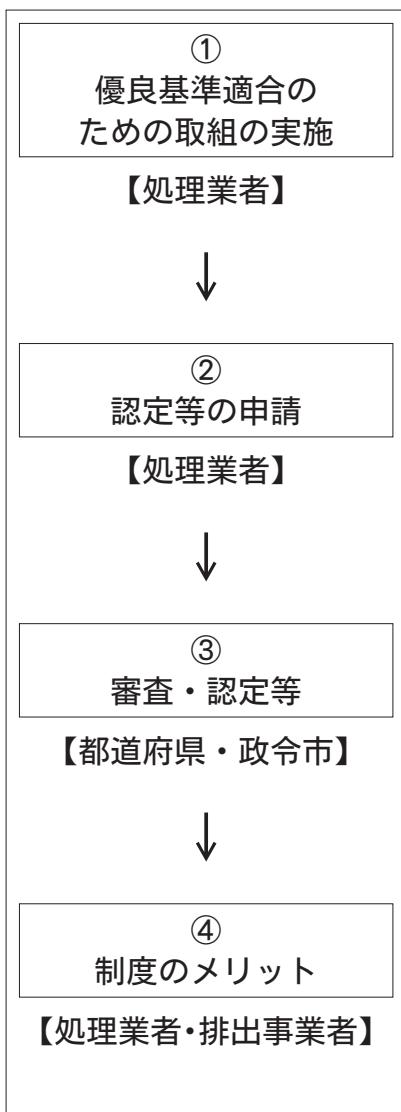
1 優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成17年4月1日より「優良性評価制度」が施行されていたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」（平成22年1月25日中央環境審議会意見具申）において、都道府県等の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘があった。この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第34号）により、優良産廃処理業者認定制度が創設され、平成23年4月1日より施行されることになった。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としている。

2 優良産廃処理業者認定制度の概要

本制度の概要をフローチャートで示すと、以下のとおりとなる。



- 本制度において優良な産業廃棄物処理業者として認められるためには、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合することが必要となる。優良基準については、「3. 優良基準」を参照。
- 優良基準の中には、一定期間にわたり取組を行わなければ基準適合にならないものも含まれていることから、②の申請の前から計画的に取組を行う必要がある。
- 原則、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、あわせて優良基準に適合している旨の認定等の申請を行う。ただし、平成23年4月1日時点で既に許可を受けている者は、その許可の有効期間中、任意の時点で申請を行うことができる。
- 申請は、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可を受けた都道府県・政令市に対し、必要書類を提出して行う。申請方法の詳細については、「4. 優良認定・優良確認の申請」を参照。
- ②の申請を受け、都道府県・政令市において、優良基準に適合しているか否かの審査を行う。
- 申請者が優良基準に適合している場合、都道府県・政令市は、認定等を行う。
- 認定等を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、優良な産業廃棄物処理業者である旨が記載された許可証が交付される。また、通常5年の許可の有効期間が、7年となる。
- 優良認定業者は、交付された許可証等を利用して、取引先等に対し、自らが優良認定業者であることをわかりやすくアピールできる。
- 優良認定業者の情報は、インターネット上で広く公表され、排出事業者等の関係者は、その情報を検索できる。
- 排出事業者は、優良認定業者への処理委託を積極的に行うことや、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできる。

3 優良基準

ここでは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）について解説する。

3. 1 全体像

【解説】

- 前述したとおり、本制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者（優良認定業者）に対し、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等のメリットを付与するものである。
- 優良認定業者として認められるためには、原則、産業廃棄物処理業の許可の更新時に、都道府県・政令市による審査を受け、優良基準に適合することの認定を受ける（優良認定）ことが必要となる。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行日である平成23年4月1日の時点で、既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者は、その許可の有効期間の満了日までの間、任意の時点で、都道府県・政令市による審査を受け、優良基準に適合することの確認を受けることができる（優良確認）。
- 優良基準は、次のとおりとなっており、優良認定を受ける場合と、優良確認を受ける場合で、若干の内容の相違がある。優良認定・優良確認の申請者である産業廃棄物処理業者は、自らがどちらの申請をすることになるのかを把握し、優良基準の内容を正しく理解する必要がある。

＜表3. 1 優良基準の全体像＞

基 準	概 要	参照
1 遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を受けていないこと。	3. 2
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。	3. 3
3 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。	3. 4
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	3. 5
5 財務体質の健全性	①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。 ②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。	3. 6
6 その他	（優良確認の場合のみ）5年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること。	3. 7

以下、3. 2以降で、それぞれの基準の詳細を解説する。

- なお、本制度に基づく優良認定及び優良確認は、産業廃棄物処理業の許可を受けている者について行うものであり、優良基準に適合していても、産業廃棄物処理業の許可に関する通常の許可基準に適合していない者については、産業廃棄物処理業の許可は付与されない。
- また、本制度に基づく優良基準は、全国一律の内容であり、例えば、優良基準以外の追加的基準を設け、当該追加的基準にも適合していなければ優良認定・優良確認を行わないといった運用はできない。

3. 2 遵法性に係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。
 - イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令
 - ロ 法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し
 - ハ 法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し
- 二～八 （略）

※同規則第十条の四の二、第十条の十一の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分（新規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。
- 三・四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この基準は、通常よりも高い遵法性を有することの証明として、一定期間にわたり特定不利益処分を受けていないことを求めるものである。
- 「特定不利益処分」とは、表3.2.1に掲げる不利益処分をいう。

<表3. 2. 1 特定不利益処分一覧>

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項 (第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
5	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項 (第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項 (第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
7	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
8	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項 第19条の4の2第1項 第19条の5 第19条の6第1項

なお、この基準に適合するためには、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県・政令市による特定不利益処分のみならず、他の都道府県・政令市や環境大臣による特定不利益処分についても受けないことが必要となる。

- 特定不利益処分を受けていないことが必要となる「一定期間」については、優良認定の場合と優良確認の場合で異なっており、具体的には以下の通りとなる。

① 優良認定の場合

「従前の許可の有効期間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要となる。ここで「従前の許可の有効期間」とは、ある都道府県・政令市において、ある許可区分の許可の更新を受けた者が、当該更新を受ける前に当該都道府県・政令市において受けている当該許可区分の許可（許可の更新の申請者が当該更新の申請の際に当該都道府県・政令市において現に受けている当該許可区分の許可）の有効期間をいう。

例えば、あるA県において平成22年4月1日に産業廃棄物処分業の許可を受けた者（許可の有効期間は5年）が、当該A県において当該許可の更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合、平成22年4月1日から平成27年3月31日までが「従前の許可の有効期間」となる。

また、あるA県において平成23年5月1日に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けるとともに優良認定を受けた者（許可の有効期間は7年）が、当該A県において当該許可の更新の際に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関して再度優良認定を受けようとする場合、平成23年5月1日から平成30年4月31日までが「従前の許可の有効期間」となる。

② 優良確認の場合

「優良確認の申請の日前5年間」特定不利益処分を受けていないことが必要となる。例えば、平成23年8月1日に優良確認の申請をした場合、平成18年8月1日から平成23年7月31日の間、特定不利益処分を受けていないことが必要となる。

<表3. 2. 2 特定不利益処分に係る「一定期間」>

	場 合	一定期間
① 優良認定の申請をする場合	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間(5年)
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間(7年)
② 優良確認の申請をする場合	優良確認の申請の日前5年間	

3. 3 事業の透明性に係る基準

【解説】

- この基準は、事業の透明性が確保されていることの証明として、法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していることを求めるものである。

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物収集運搬業の実施に係る優れた能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新すること。
(表略)

三～八 (略)

※同規則第十条の四の二、第十一条の十一の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則(平成二十三年環境省令第一号)

(新規則第九条の三第二号の規定の適用に関する経過措置)

第五条 新規則第九条の三第二号の規定の適用については、この省令の施行前にこの省令による改正前の産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)第九条の二第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間は、新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用して更新する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間とみなす。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)附則第五条第一項の確認を受けた者に係る新規則第九条の三第二号の規定の適用については、同号中「当該許可の更新の申請の日前六月間」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)附則第五条第一項の確認を受けた日から当該許可の更新の申請の日までの間」とする。

※同規則附則第六条から附則第八条までにおいて、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用して更新する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

四 (略)

※同規則附則第六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

(準用)

第二十四条 附則第五条第一項の規定は附則第十三条第三号の規定の適用について、附則第六条第一項の規定は附則第十六条第三号の規定の適用について、附則第七条第一項の規定は附則第十九条第三号の規定の適用について、附則第八条第一項の規定は附則第二十二条第三号の規定の適用について準用する。

【解説】

- 事業の透明性に係る基準に適合するには、優良認定及び優良確認の申請前の一定期間、必要事項を公表することが必要である。
- 必要な事前情報公表期間については、下記のとおり場合によって異なっているため、優良認定・優良確認の申請をしようとする産業廃棄物処理業者は、自らがどの場合に該当するかを確認し、申請を行う前から所要の期間、必要事項の公表に取り組む必要がある。

<表3.3.1.1 事前情報公表期間>

	場合	事前情報公表期間	根拠条文
1 2, 3以外の場合	優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間	規則第9条の3第2号等
	優良確認の申請をする場合	優良確認の申請の日前6月間	規則附則第13条第3号等
2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間	規則第9条の3第2号等
3	優良確認を受けた者が、優良確認を受けた後初めて優良認定の申請をする場合	優良確認を受けた日から当該更新の申請の日までの間	規則附則第5条第2項等

- なお、事前の情報公表期間については、以前より平成23年4月1日の改正前の廃棄物処理法施行規則（以下「旧規則」という。）に基づくいわゆる「優良性評価制度」（以下「旧優良性評価制度」という。）において情報の公開に取り組んでいた産業廃棄物処理業者等を救済するため、経過措置が置かれている（廃棄物処理法施行規則附則第5条第1項、附則第24条等）。

この経過措置により、平成23年3月31日以前に、旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開し、かつ、当該情報を同表に規定する頻度で更新していた場合（すなわち、旧優良性評価制度における基準に基づき情報公開・更新をしていた場合。ただし、旧優良性評価制度に基づく基準適合確認を受けた者が情報を公開・更新していた期間に限らず、基準適合確認を受けていない者が自らのホームページ等において情報を公開・更新していた期間を含む。）には、当該情報の公開・更新をしていた期間を、廃棄物処理法施行規則第9条の3第2号等の表に規定する情報の公表・更新をしていた期間（すなわち、優良産廃処理業者認定制度における事前情報公表期間）とみなされる（図3.3.1.2参照）。

<図3.3.1.2 経過措置の概念図>



これにより、例えば、平成23年3月1日から3月31日までの1ヶ月間、旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開・更新していた（すなわち、旧優良性評価制度に基づき情報公開していた）者が、引き続き、平成23年4月1日から平成23年8月31日までの5ヶ月間、改正後の廃棄物処理法施行規則（以下「新規則」という。）第9条の3第2号等の表に規定する情報を公表・更新していた（すなわち、優良産廃処理業者認定制度に基づき情報公表していた）場合、当該情報を合計6ヶ月間継続して公表していたこととみなされ、優良産廃処理業者認定制度において、「事業の透明性に係る基準」に適合することとなる。

ただし、この経過措置は、平成23年3月31日以前の情報の公開・更新についてのみ適用されるものであり、平成23年3月31日以前に6ヶ月以上旧規則に基づく情報の公開・更新を行っていたとしても、平成23年4月1日以降に新規則第9条の3第2号等の表に規定する情報を公表・更新していない場合は、本基準に適合していないこととなるので、注意が必要である。

3. 3. 2 情報公表媒体

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物収集運搬業の実施に係る能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

(表略)

三～八 (略)

※同規則第十条の四の二、第十条の十の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十一条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- 情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされている。「インターネットを利用する方法」としては、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定される。一方、パンフレットや広報誌など、インターネット以外の媒体による情報公表については、基準適合とは認められない。

【参考】産廃情報ネットについて <http://www.sanpainet.or.jp/>

産廃情報ネットは、産業廃棄物処理業者が本制度に基づく情報の公表を無料で行うことができるウェブサイトであり、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営している。

産業廃棄物の種類や許可自治体、許可区分等を条件に、全国の産業廃棄物処理業者を検索できるため、多くの排出事業者が利用しており、産業廃棄物処理業者は、このウェブサイトにおいて情報の公表を行うことにより、排出事業者に情報提供を行う機会が増える。

また、優良認定・優良確認の申請書類の1つである、「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を、産業廃棄物処理業者が自ら作成できるサービスも設けられている（履歴証明サービス）。

問合せ先：(財)産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム

電話03-3526-7798（産廃情報ネット専用）

3. 3. 3 公表事項

事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表しなければならない事項は、以下の通りである。

＜表3. 3. 3. 1 情報公表項目の全体像＞

	公 表 事 項	更新頻度	適 用	
			収集	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	一年に一回以上	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

以下、個別の公表事項の詳細を説明する。なお、【記載例】はあくまで例示であり、必要事項が公表されていれば必ずしもこの様式に従う必要はない。

① 法人・個人に関する基礎情報

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項 ((1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。) (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るもの）の内容	変更の都度 ((5)に掲げる事項については一年に一回以上)
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度

*同規則第十条の四の二、第十一条の二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

*規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、法人・個人に関する基礎情報を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 法人の場合における、(5)中の「役員」とは、規則第2条第7号チで定義されているとおり「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」をいう。

また、「令第六条の十に規定する使用人」とは、次に掲げるものの代表者たる使用者をいう。

- ・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬・処分・再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

○ 「事業の内容」には、上記条文に規定されているとおり、他の都道府県及び政令市で産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けて営んでいる事業に関するものや、他の許可区分（例えば、産業廃棄物収集運搬業の許可区分に関する優良認定等を受けようとする場合においては、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可区分）の事業に関するものも含まれる。

また、「名称」、「資本金又は出資金」及び「事業の内容」を変更した場合には、変更履歴を含めて公表しなければならない。

○ この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、法人の場合における「代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人の氏名及び就任年月日」については、一年に一回以上更新すれば足りる。

【記載例】

名称	株式会社 ○○○○		
事務所・事業場の所在地	本店	○○県○○市○○町○○丁目○-○-○	Tel ○○-○○○○-○○○○
	○○支店	○○県○○市○○町○○丁目○-○-○	Tel ○○-○○○○-○○○○
設立年月日	昭和○○年○○月○○日		
資本金・出資金	○○○○万円		
代表者 ※	取締役社長	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)	
役員等 ※	専務取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)	
	常務取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)	
	取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)	
	取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)	
	○○支店長	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)	
従業員数	○○人		
事業の内容等	昭和○○年○○月	A県○○市に有限会社○○を設立し、○○事業を開始。	
	昭和○○年○○月	A県において産業廃棄物処理業の許可を取得。	
	昭和○○年○○月	A県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。	
	昭和○○年○○月	社名を株式会社○○○○に変更。	
	昭和○○年○○月	B県に○○支店を設立。B県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。	
	平成○○年○○月	本店において ISO14001 認証を取得。	

(注1) ※の部分は1年に1回以上更新すれば足りる。

(注2) 従業員数については必ずしも公表する必要はない。

② 事業計画の概要

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
ハ 事業計画(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するもの)の概要	変更の都度

※同規則第十条の四の二、第十一条の二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則(平成二十三年環境省令第一号)

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十一条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、事業計画の概要を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 事業計画の概要は、産業廃棄物処理業の許可の申請時の添付書類の一つとなっており、当該添付書類に相当する内容（具体的には、事業の全体計画、収集運搬・処分する産業廃棄物の運搬量・処分量、収集運搬・処分業務の具体的な計画、環境保全措置の概要等）の公表を求めるものである。ただし、情報の一般公表を行うことにかんがみ、企業秘密に触れるような情報については適宜省略して差し支えない。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

③ 産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
二 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項 若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可 を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条 の十八に規定する許可証の写し	変更の都度

※同規則第十二条の四の二、第十条の二の二及び第十条の二六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写しを公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、申請者が受けている全ての産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の写しであり、例えば、A県において産業廃棄物収集運搬業の許可について優良認定・優良確認を受ける場合であっても、
 - ・A県において受けている産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の写し
 - ・A県以外の都道府県において受けている産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の写しを公表することが必要となる。
- 許可証の写しの掲載に当たっては、悪用防止のための表示を入れる等を行う必要がある（【記載例】参照）。

- 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を多数受けている者に関しては、排出事業者等の関係者による情報参照の利便性に配慮し、総括表をあわせて公表することが望ましい（【記載例】参照）。

- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】

<総括表の記載例>

N ○	産業廃棄物収集運搬業			許可品目										頁
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日及び有効期限	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	
①	A県	平成XX, XX, XX 平成YY, YY, YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
②	B県	平成XX, XX, XX 平成YY, YY, YY		●				●	●	●	●	●	3
③	c市	平成XX, XX, XX 平成YY, YY, YY						●	●	●	●	●	4
④	d市	平成XX, XX, XX 平成YY, YY, YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5
産業廃棄物処分業			許可品目											
⑤	B県	平成XX, XX, XX 平成YY, YY, YY		●				●	●	●	●	●	8
⑥	E県	平成XX, XX, XX 平成YY, YY, YY						●	●	●	●	●	11

<許可証の写しの記載例>

①	許可番号 第 号																									
産業廃棄物処分業許可証																										
住 所 ○○県○○市○○																										
氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○																										
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。																										
○○ 県知事 ○ ○ ○ ○ 知事印																										
許 可 の 年 月 日	平成 年 月 日																									
許 可 の 有 効 年 月 日	平成 年 月 日																									
1. 事業の範囲 (1) 事業の区分 最終処分(埋立) (2) 産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に掲げるもの (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上13種類																										
NO COPY 印刷等無効																										
2. 事業の用に供するすべての施設																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">処理施設の種類</th> <th colspan="3" style="text-align: left; padding: 2px;">管理型最終処分場(政令第7条第14号ハ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">処理能力</td> <td style="padding: 2px;">埋立地面積</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m^2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m^3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">設置年月日</td> <td style="padding: 2px;">平成 年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">許可年月日</td> <td style="padding: 2px;">平成 年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">許可番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">設置場所</td> <td colspan="3">○○県○○市○○</td> </tr> </tbody> </table>			処理施設の種類	管理型最終処分場(政令第7条第14号ハ)			処理能力	埋立地面積	m^2	m^3	設置年月日	平成 年 月 日			許可年月日	平成 年 月 日			許可番号				設置場所	○○県○○市○○		
処理施設の種類	管理型最終処分場(政令第7条第14号ハ)																									
処理能力	埋立地面積	m^2	m^3																							
設置年月日	平成 年 月 日																									
許可年月日	平成 年 月 日																									
許可番号																										
設置場所	○○県○○市○○																									
3. 許可の条件 * * * * *																										
4. 許可の更新又は変更の状況 新規許可年月日 平成 年 月 日																										

④ 運搬施設・処理施設に関する事項

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
<p>ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況</p> <p>(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限）</p>	変更の都度((1)に掲げる事項については一年に一回以上)

※同規則第十一条の二の二において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても同様の規定が置かれている。

第十条の四の二 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>(2) 設置年月日</p> <p>(3) 当該施設の種類</p> <p>(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>(5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量）</p> <p>(6) 処理方式</p> <p>(7) 構造及び設備の概要</p> <p>(8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p>	変更の都度

※同規則第十一条の二の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに

従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十九条において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても同様の規定が置かれている。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第二十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解説】

- この項目は、事業の用に供する運搬施設・処理施設に関する情報を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について優良認定・優良確認を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県又は政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の運搬施設に関する以下の情報を公表する必要がある。
 - ・運搬施設の種類及び数量
 - ・運搬車に係る低公害車の導入の状況
 - ・積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所ごとの所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限

公表にあたっては、以下の点に留意すること。

- 「運搬施設の種類及び数量」のうち、運搬車の種類については、以下を参考とし、車両形式や規模・能力等を記載する。

<運搬車の種類の記載内容の例>

- | | |
|---------|--|
| [車両形式] | <ul style="list-style-type: none"> ・ダンプ車（土砂ダンプ車、清掃ダンプ車等） ・機械式収集車（回転板式、圧縮板式、荷箱回転式等） ・脱着装置付きコンテナ車（ワインチ式、アーム式等） ・平ボデー車（リフタ付き、クレーン付き等） ・タンクローリー車（重力方式、真空方式、液体ポンプ方式等） ・吸引車（汚泥吸引車、強力吸引車、バキュームカー等）等 |
| [規模・能力] | 最大積載量（トン又はm ³ ）、最大積載可能寸法（m） |

- 「運搬車に係る低公害車の導入の状況」とは、産業廃棄物の運搬車の総台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。【記載例】を参考に、これらの事項を表形式で記載する。最低限、以下の事項が記載されれば可とする。

イ) 平成17年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車（【記載例】産業廃棄物収集運搬

業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況の表中⑥～⑩) の保有台数及び全保有台数に占める割合

□) 平成27年度燃費基準達成車（【記載例】産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況の表中⑧) の保有台数及び全保有台数に占める割合

なお、自らの取組をアピールする観点からも、平成12年基準低排出ガス車等の保有台数等や、平成17年度燃費基準達成車・平成22年度燃費基準達成車（表2の①～⑦）の保有台数等をあわせて記載したり、過去の導入状況との比較をあわせて記載することが望ましい。また、低公害車の導入目標を宣言し、それに向けて低公害車の導入に取り組むことも、良い取組であると考えられる。

- 「積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類」には、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類が含まれる。したがって、特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあっては、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類を記載する。
 - 「積替えのための保管上限」については、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の許可証に、具体的な数値が記載されているので、これを転記する。
- また、産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業の許可について優良認定・優良確認を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県又は政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の処理施設ごとに、当該施設に関する以下の情報を公表する必要がある。
- 設置場所
 - 設置年月日
 - 当該施設の種類
 - 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - 処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量）
 - 処理方式
 - 構造及び設備の概要
 - 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、許可証の写し

公表にあたっては、以下の点に留意すること。

- 「施設の種類」「処理能力」「処理方式」「構造及び設備の概要」については、以下を参考として記載するものとする。

<表3.3.3④-1 处理施設に関する記載内容の例>

施設の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要
汚泥の脱水施設	・m ³ /日 ・稼動時間 (h)	・真空脱水 ・加压脱水 ・遠心脱水 ・ベルトプレス脱水	・ろ液の処理方法
汚泥の乾燥施設	・m ³ /日 ・稼動時間 (h)	・熱風回転乾燥 ・溝型攪拌水蒸気乾燥機	・排ガスの処理方法
汚泥の天日乾燥施設	・m ³ /日 ・稼動時間 (h)		・地表水の流入防止方法 ・排水の処理方法 ・地下浸透防止方法
汚泥の焼却施設 (PCB汚染物及び処理物であるものを除く)	・m ³ /日 ・t/日 ・m ² (火格子面積) ・稼動時間 (h)	・ロータリーキルン ・固定床炉 ・流動床炉 ・ストーカ炉	・燃焼ガス温度(800°C以上) ・燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・排ガスの処理方法 ・焼却灰の処分方法
廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	・m ³ /日 ・稼動時間 (h)	・重力分離 ・遠心分離 ・加压浮上分離 ・ろ過分離 ・化学的分離	・汚泥の処分方法 ・廃油の流出防止堤の構造 ・排水の処理方法 ・地下浸透防止方法
廃油の焼却施設 (PCB等及び海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	・m ³ /日 ・t/日 ・m ² (火格子面積) ・稼動時間 (h)	・ロータリーキルン ・固定床炉 ・流動床炉 ・噴霧燃焼炉	・燃焼ガス温度(800°C以上) ・燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・排ガスの処理方法 ・焼却灰の処分方法 ・廃油の流出防止堤の構造 ・地下浸透防止方法
廃酸・廃アルカリの中和処理	・m ³ /日 ・稼動時間 (h)	・中和攪拌施設	・汚泥の処理方法 ・排水の処分方法 ・地下浸透防止方法
廃プラスチック類の破碎施設	・t/日 ・稼動時間 (h)	・破碎機 ・切断機 ・圧縮機	・粉じんの処理方法 ・騒音・振動防止方法
廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物質及びPCB処理物であるものを除く)	・m ³ /日 ・t/日 ・m ² (火格子面積) ・稼動時間 (h)	・ロータリーキルン ・固定床炉 ・流動床炉 ・ストーカ炉	・燃焼ガス温度(800°C以上) ・燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・排ガスの処理方法 ・焼却灰の処分方法
木くず又はがれき類の破碎施設	・m ³ /日 ・t/日 ・稼動時間 (h)	・破碎機 ・切断機 ・圧縮機	・粉じんの処理方法 ・騒音・振動防止方法
金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	・m ³ /日 ・t/日 ・稼動時間 (h)	・押出成形式 ・振動造粒式 ・皿型造粒式 ・ブリケット成形式	・混練機の構造 ・地下浸透防止方法
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	・m ³ /日 ・t/日 ・稼動時間 (h)	・立型多段炉 ・ロータリーファーネス ・レトルト炉	・ばい焼温度(600°C以上) ・排ガスの処理方法 ・水銀ガスの回収方法 ・焼却灰の処分方法 ・地下浸透防止方法
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	・m ³ /日 ・t/日 ・稼動時間 (h)	・高温熱分解 ・酸化分解	・高温分解室出口炉温(900°C以上) ・汚泥の処分方法 ・地下浸透防止方法

廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	・m ³ ／日 ・t／日 ・稼動時間 (h)	・噴霧燃焼炉 ・ロータリーキルン	・燃焼ガス温度(1100°C以上) ・燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・焼却灰の処分方法 ・廃PCB流出防止堤の構造 ・地下浸透防止方法
廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む）又はPCB処理物の分解施設	・m ³ ／日 ・t／日 ・稼動時間 (h)	・脱塩素化分解 ・水熱酸化分解 ・還元熱化学分解 ・光分解 ・プラズマ分解 ・機械化学分解 ・溶融分解	・廃PCB流出防止堤の構造 ・PCB性状分析設備の仕様 ・地下浸透防止方法 ・排ガス処理方法 ・分解後の残さの処分方法
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	・m ³ ／日 ・t／日 ・稼動時間 (h)	・洗浄 ・分離	・廃PCB流出防止堤の構造 ・PCB性状分析設備の仕様 ・洗浄・分離後の残さの処分方法
廃棄物処理法施行令7条第3号、第5号、第8号及び第12号以外の焼却施設	・m ³ ／日 ・t／日 ・m ² （火格子面積） ・稼動時間 (h)	・ロータリーキルン ・固定床炉 ・流動床炉 ・ストーカ炉	・燃焼ガス温度(800°C以上) ・燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・焼却灰の処分方法
遮断型最終処分場	・m ² （面積） ・m ³ （埋立容量）		・雨水の流入防止方法 ・外周及び内部仕切設備 ・一区画の規模
安定型最終処分場	・m ² （面積） ・m ³ （埋立容量）	・サンドイッチ工法	・浸透水採取設備の構造 ・飛散、流出防止の方法 ・防災設備の構造 ・雨水排水設備
管理型最終処分場	・m ² （面積） ・m ³ （埋立容量）	・嫌気性埋立 ・準好気性埋立 ・好気性埋立	・浸出液の処理方法 ・飛散、流出防止の方法 ・防災設備の構造

備考

- この表は、設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設の種類についての記載であるが、動植物性残さのメタン発酵・堆肥化施設、廃プラスチックの油化施設、木くずの炭化施設、建設汚泥の高度安定化施設等、設置許可を必要としない施設についても、この表に準じて記載する。
- 処理能力については、表示単位は1日当りの処理量（例えば、m³／日、又はt／日）を記載し、1日の運転時間（稼働時間）を付記する。焼却施設にあっては、火格子（火炉）面積 [m²] を記載する。
- 処理方式については、プラントメーカーが一般的に用いているものを記載例として示したもの。上表に該当するものがない場合は、プラントメーカーの呼称等の適切な呼称を記載する。
- 構造及び設備の概要については、焼却施設の温度・滞留時間については具体的な数値を、排ガス・焼却灰等の処理方法については処理を行う設備の名称を記載する。

- 「施設において処理する産業廃棄物の種類」は、施設において処理する特別管理産業廃棄物の種類を含むものであり、特別管理産業廃棄物の処理施設にあっては、施設において処理する特別管理産業廃棄物の種類を公表すること。
- また、平成3年改正法等により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた施設であって、許可を受けたものとみなされた日以降、廃棄物処理法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けていない施設については、許可証が発行されていないことから、同項の許可を受けるまでの間は「許可証の写し」を公表する必要はないこと。

なお、「平成3年改正法等により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた施設」

とは、具体的には、以下の産業廃棄物処理施設であって、廃棄物処理法施行令第7条各号に掲げる施設に該当するものをいう。

<みなし許可施設一覧>

- ・平成3年改正法（平成3年法律第95号）の施行の際現に設置されていた産業廃棄物処理施設
- ・平成9年改正令（平成9年政令第269号）の施行の際現に設置されていた産業廃棄物の焼却施設
- ・平成9年改正令（平成9年政令第353号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた新築木くず等処理施設
- ・平成12年改正令（平成12年政令第493号）の施行の際現に設置されていた令第2条第2号に掲げる産業廃棄物又はがれき類の破碎施設
- ・平成13年改正令（平成13年政令第331号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた動物系固形不要物処理施設
- ・平成18年改正令（平成18年政令第250号）の施行の際現に設置されていた廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- ・平成19年改正令（平成19年政令第283号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた物品賃貸業に係る木くず等処理施設

- 情報の公表は、その設置に許可が必要とされる産業廃棄物処理施設に限らず、許可対象となっていない小規模施設も含め、事業の用に供するすべての産業廃棄物の処理施設について行う必要がある。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、「運搬施設の種類及び数量」「運搬車に係る低公害車の導入の状況」については、一年に一回以上更新すれば足りる。

【記載例】

<運搬車>

	車両形式	積載量	積載可能寸法 全長×幅×高さ(mm)	保有台数
1	4tダンプ車	4,000kg	5,790×2,200×2,500	4台
2	4tコンテナ車	3,850kg	6,220×2,200×2,500	3台
3	2tコンテナ車	2,000kg	4,400×1,690×1,990	2台
4

<積替保管施設>

	所在地	面積	積替え保管を行う 産業廃棄物の種類	積替えのための 保管上限	備考 (設備の概要等)
1	A県b市 XX-XX-X	1,000m ²	建設系廃棄物（木くず、 廃プラスチック等）	350t（1日排出量50t の7倍以内）	スケール×1基、積替重機× 2台、クレーン×1基、洗車 設備
2	C県d市 YY-YY-Y	500m ²	廃プラスチック	200t	

<産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車の導入の状況>

1. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況（平成25年4月現在）

運搬車の排ガスレベル	台数(割合) H25.4時点	【参考】台数(割合) H24.4時点
全保有台数	68 (100.0%)	50 (100.0%)
①平成12年基準低排出ガス車 良☆	2 (2.9%)	2 (4.0%)
②平成12年基準低排出ガス車 優☆☆	4 (5.9%)	4 (8.0%)
③平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆	0 (0.0%)	0 (0.0%)
④平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆	12 (17.6%)	12 (24.0%)
⑤平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆☆	6 (8.8%)	6 (12.0%)
⑥平成17年規制適合車	24 (35.3%)	10 (20.0%)
⑦平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆	4 (5.9%)	0 (0.0%)
⑧平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑨平成17年基準低排出ガス重量車 ☆	12 (17.6%)	5 (10.0%)
⑩平成17年基準低排出ガス重量車 ★	4 (5.9%)	1 (2.0%)
【低排出ガス車の導入目標】		
平成27年3月末までに、平成17年基準低排出ガス重量車（上記⑨+⑩）の占める割合を全保有台数の30%以上とする。		

2. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況（平成25年4月現在）

運搬車の燃費低減レベル	台数(割合) H25.4時点	【参考】台数(割合) H24.4時点
全保有台数	68 (100.0%)	50 (100.0%)
平成17年度燃費基準達成車	①—	0 (0.0%)
	②10%低減レベル	0 (0.0%)
平成22年度燃費基準達成車	③—	0 (0.0%)
	④5%低減レベル	0 (0.0%)
平成27年度燃費基準達成車	⑤10%低減レベル	0 (0.0%)
	⑥15%低減レベル	0 (0.0%)
	⑦25%低減レベル	3 (4.4%)
	⑧—	4 (5.9%)
【低燃費車の導入目標】		
平成27年3月末までに、平成27年度燃費基準達成車（上記⑧）の占める割合を全保有台数の15%以上とする。		

【参考】運搬車の排ガスレベルの見方

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、(ハイフン)より前の記号(識別記号)を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル
1桁(例 U ●●・・・)	平成4年以前の規制適合車(低排出ガス車認定なし)
2桁(例 GA ●●・・・)	平成5年～平成16年の規制適合車(低排出ガス車認定なし)
EA、EB、EC、ED、EE	電気自動車
DC、DF、DJ、DM、DQ、DT、DW、PG、PJ、PQ、PR、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UJ、UK、UL、UM、UN、UP、UQ、UR、US、VG、VH、VQ、VR、WC、WH、WJ、WM、WQ、WT、WW、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZK、ZL、ZM	平成12年基準排出ガス75%低減車 ☆☆☆
DB、DE、DH、DL、DP、DS、DV、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、IL、LK、LL、LM、LN、LP、LQ、LR、LS、PE、PF、PN、PP、VE、VF、VN、VP、WB、WE、WH、WI、WP、WS、VV、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YL、YK、YL、YM	平成12年基準排出ガス50%低減車 ☆☆
DA、DD、DG、DK、DN、DR、DU、PC、PD、PL、PM、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TK、TL、TM、TN、TP、TQ、TR、TS、VC、VD、VL、VM、WA、WD、WG、WK、WN、WR、WI、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XK、XL、XM	平成12年基準排出ガス25%低減車 ☆
PB、PK、VB、VK	平成12年基準排出ガス15%低減ディーゼル車 ☆☆☆
PA、PJ、VA、VJ	平成12年基準排出ガス15%低減ディーゼル車 ☆☆☆
3桁(例 B●● ●●・・・)	(次の表で判別する)
Z●●	電気自動車又は燃料電池自動車
S●●	平成22年規制適合車
R●●	平成21年基準排出ガス75%低減車 ☆☆☆
M●●	平成21年基準排出ガス50%低減車 ☆☆☆
L●●	平成21年規制適合車
K●●	平成20年規制適合車
H●●	平成19年基準排出ガス75%低減車☆☆☆
G●●	平成19年基準排出ガス50%低減車☆☆☆
E●●	平成19年規制適合車
J●●	平成18年規制適合車
D●●	平成17年基準排出ガス75%低減車☆☆☆
C●●	平成17年基準排出ガス50%低減車☆☆☆
A●●	平成17年規制適合車
B●●	平成17年基準NOx・PM10%低減重量車 ★
N●●	平成17年基準NOx10%低減重量車 ☆
P●●	平成17年基準PM10%低減重量車 ☆

※ 表中の●は、任意のアルファベット

<産業廃棄物の処理施設>

	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
①	A県b市 XX-XX-X	平成X年 X月X日	破碎施設	がれき類	40t／日 (稼働時間8h／日 (9時～17時))	破碎機 (横型回転式ハンマークラッシャ)	・供給設備 (最大供給寸法○cm角×○cm長) ・破碎設備 (主電動機○kW) ・分級設備 (ふるいサイズ可変)	P 1
②	C県d市 YY-YY-Y	平成Y年 Y月Y日	管理型最終処分場	下水汚泥、燃え殻	埋立容量10万m ³	準好気性埋立	・浸出液処理設備 (調整池、活性汚泥処理、凝集沈殿、消毒等) ・周囲に緑地帯の設置	P 3
③

<産業廃棄物処理施設の設置の許可証の写し>

 **設置許可証**
産業廃棄物処理施設要録
年 月 日

住 所 ○○県○○市○○
 氏 名 株式会社○○○○
 代表取締役 ○○○○

第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の6第1項
 産業廃棄物処理施設であることを証する。

○○県知事 ○○○○ 知事印

許可の年月日	許可番号
• 産業廃棄物 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合) は、その旨を含む)	
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん ※これらのもののうち石綿含有産業廃棄物を除く。 ※これらのもののうち特別産業廃棄物を除く。 • 特別管理産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、感染性産業廃棄物	
設置場所	○○県○○市○○
処理能力	汚泥 t/H (24時間) • 廃油 t/H (24時間) • 廃プラスチック類 t/H (24時間) • 産業廃棄物 t/H (24時間)
許可の条件	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> NO COPY 複数枚発行不可 </div>

<表3.3.3④-2 産業廃棄物の種類ごとの主な処理方法>

産業廃棄物の種類	主な中間処理方法	主な再資源化方法
燃えがら	セメント固化、溶融	路盤材・人工骨材化、セメント原料化
汚泥（有機）	濃縮、脱水、乾燥、焼却、炭化	肥料化、メタン回収、セメント原料化
汚泥（無機）	濃縮、脱水、乾燥、造粒	路盤材・人工骨材化、セメント原料化
廃油	油水分離、焼却	再生油、BDF化
廃酸、廃アルカリ	中和	中和剤利用
廃プラスチック類	洗净、破碎、選別、焼却	原材料化、燃料化、油化
紙くず	焼却、圧縮	原材料化、燃料化
木くず	破碎、焼却、炭化	原材料化、燃料化
繊維くず	洗净、圧縮、選別	原材料化
動植物性残さ	破碎、乾燥、焼却	メタン回収、肥料化、飼料化
金属くず	破碎、選別	原材料化
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	破碎、選別	原材料化、人工骨材化
がれき類	破碎、選別	人工骨材化、金属回収
ばいじん	セメント固化、薬剤固化、焙焼、溶融	セメント原料化、人工骨材化、金属類回収
感染性廃棄物	滅菌、消毒、焼却、溶融	

⑤ 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
へ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十一条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解説】

○ この項目は、申請者の事業場内において産業廃棄物がどのような工程を経て処理されているかを表す処理工程図を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。

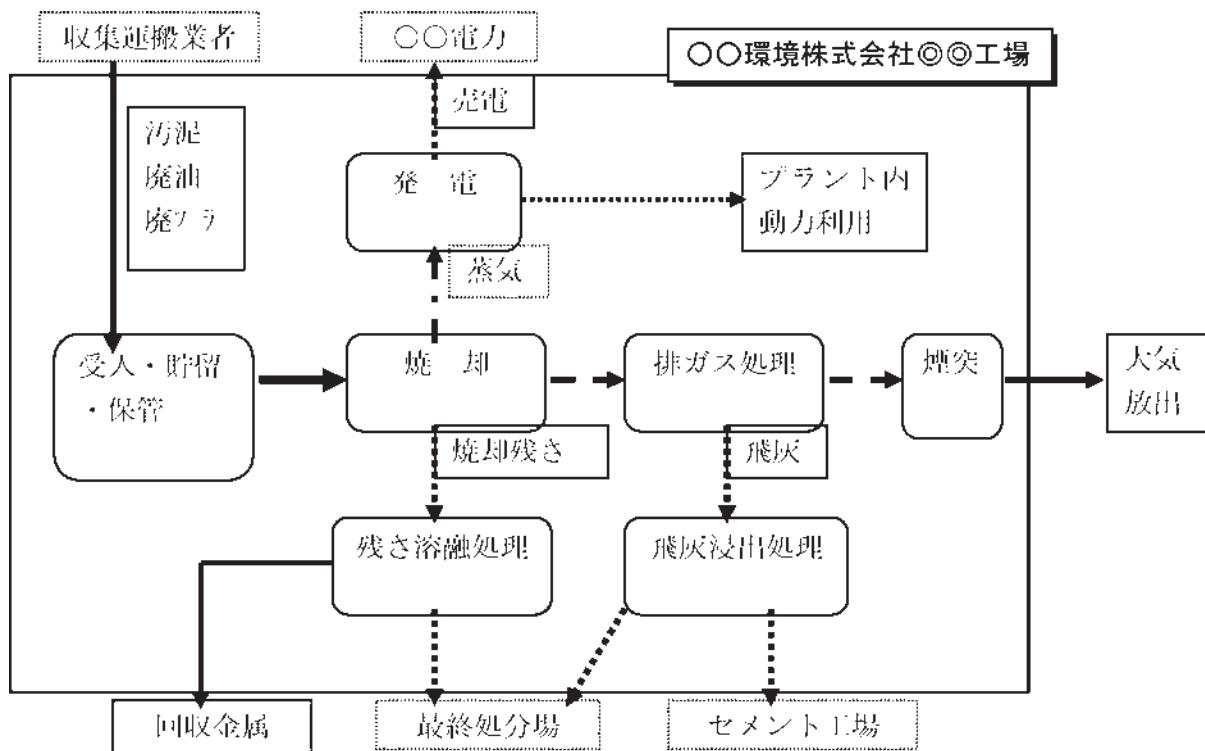
○ 「産業廃棄物」には、特別管理産業廃棄物が含まれ、特別管理産業廃棄物の処理を行っている事業場については、当該特別管理産業廃棄物の処理工程図を作成する必要がある。

また、処理工程図は、産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとに作成する必要がある。処理工程図では、産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、溶融、洗浄、コンクリート固化などの他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で表す。単位処理工程の名称は、可能な限り、メーカー固有の呼称ではなく、一般的なものを用いる。

さらに、処理工程図には、廃棄物の受入れから処理までの工程、排ガス・排水・残渣物を処理し事業場外へ排出する工程等を全て記載する。例えば、焼却処理を行う事業場の場合には、焼却灰等の処理工程を含み、廃油、廃液、汚泥等の処理施設の場合には、汚泥等の処理工程を含む。

なお、企業秘密に該当するような、単位処理工程ごとの詳細な技術内容については掲載する必要はない。

○ この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】（汚泥、廃油及び廃プラスチックの大型焼却施設についての記載例）

⑥ 産業廃棄物の一連の処理の行程

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量 (4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法 	年に一回以上

※同規則第十条の二六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十一条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

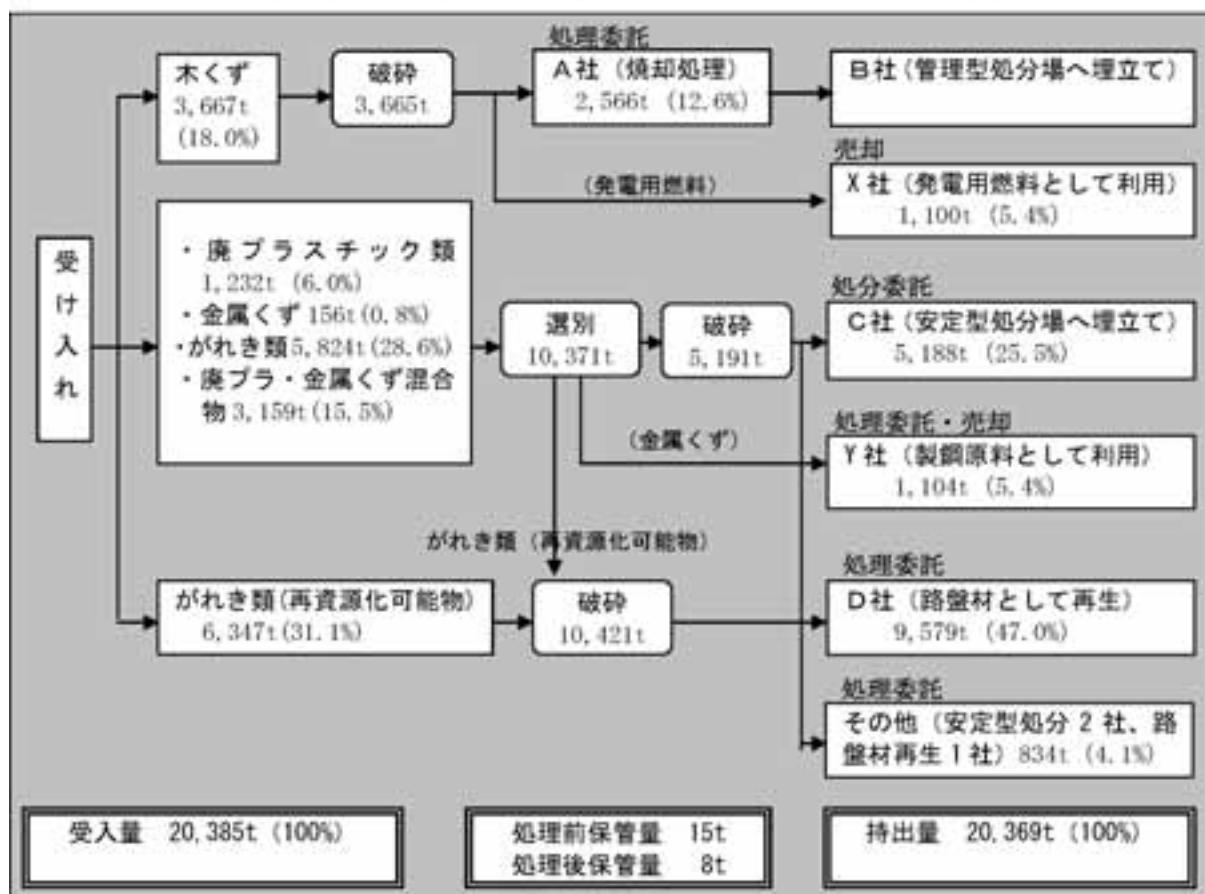
- この項目は、申請者が排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの1年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報である。例えば、平成24年1月15日に情報を公表する場合、平成22年12月から平成23年11月までの間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の情報が公表の対象となる。
- 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程については、マテリアルフロー図の形式で公表する必要がある。その際、以下の(1)～(6)に留意する。
 - (1) 個々の事業場内における処理工程は、⑤の事業場ごとの処理工程図において記載しているため、この項目で再度記載する必要はない。
 - (2) 排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の量については、産業廃棄物の種類ごとにその重量を記載すること。この際、産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条及び廃棄物処理法施行令第2条に掲げる産業廃棄物の種類に必ずしも合わせる必要はなく、これらの種類のいずれに当たるかが客観的に明らかであれば、産業廃棄物の具体的名称や、自社管理用の名称でも差し支えない。
 - (3) 処分量については、破碎、選別、焼却等の処分方法ごとに記載し、焼却等により減量した量等についても区別して記載する。
 - (4) 産業廃棄物の保管量については、申請者である産業廃棄物処理業者の処理施設における処理前・処理後を問わず、産業廃棄物に該当する物についての保管量を公表する必要がある。この際、処理前の産業廃棄物の保管量と処理後の産業廃棄物の保管量を区別して記載することが望ましい。また、焼却処理や脱水処理による減量化など、処理の過程において産業廃棄物の重量が変化することなども考えられることから、必ずしも、「受入量=保管量+持出量」が成立している必要はない。
 - (5) 処分後の産業廃棄物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法（「焼却処理」、「安定型最終処分場へ埋立て」、「路盤材として再生」など）を記載する。一方、当該持出先である産業廃棄物処分業者や処理施設の個別名称の公表については、任意とする。
産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該物の利用方法（「発電用燃料として利用」、「製鋼原料として利用」など）を記載する。一方、当該持出先である取引企業や施設の個別名称の公表については、任意とする。また、例えば、産業廃棄物を原料としてセメントを製造する事業者のように、再生により得た物を一度集積基地（セメントのサービスステーション等）に集積したのち、個々の持出先へ持ち出す場合、公表の対象期間において得られた再生物の総量や、個々の集積基地への出荷量、個々の販売先への販売量等の情報により、合理的に推計される量を持出量とすることで差し支えない。ただしこの場合、持出量が推計値である旨及びその推計の方法についてあわせて公表することが必要である。
処分後の産業廃棄物の持出量、産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、これらの持出量を合計した全持出量の5%未満の持出量である持出先であって、持出量の上位5者に該当しないものについては、「その他持出先への持出量」などとして、一括して公表して差し支えない。
金属くずのように、市況の変化等によって有価で売却する場合と、費用を負担して処理を委託する場合が頻繁に変わる物（産業廃棄物と有価物の両方に該当しうる物）について、同一の持出先に持出しを行っている場合、「処理委託・売却」などとして、処分後の産業廃棄物の当該持出先への持出量と、産業廃棄物を再生することにより得た物の当該持出先への持出量を、一括して公表して差し支えない。
 - (6) 産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を記載する必要があるので、申請者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先において当該持出後の産業廃棄物が処分された後に、さ

らに残った産業廃棄物が別の場所へ持ち出される場合、当該産業廃棄物の最終処分が終了するまでの持出先についても記載する必要がある。この場合、持出量については、申請者である産業廃棄物処分業者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先への持出量を記載すれば足り、当該持出先からさらに別の場所への持出量については、必ずしも記載する必要はないこと。なお、「最終処分」とは、「埋立処分」「海洋投入処分」又は「再生」をいう（廃棄物処理法第12条第5項参照）。

- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

産業廃棄物の一連の処理の行程（平成22年4月～平成23年3月）



⑦ 産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
<p>ヘ 情報をインターネットを利用する方法により公表する日(当該情報を更新する場合にあつては、更新する日。以下「情報公表日」という。)の属する月の前々月までの三年間(以下「直前三年間」という。)の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量</p>	一年に一回以上

※同規則第十条の十二の二において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても同様の規定が置かれている。

第十条の四の二 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	一年に一回以上

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則(平成二十三年環境省令第一号)

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十九条において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても、同様の規定が置かれている。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとお

りとする。

一・二 (略)

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十一条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解説】

- この項目は、申請者が排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等の実績を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報である。例えば、平成24年1月15日に情報を公表する場合、平成20年12月～平成23年11月の間の情報が公表の対象となる。
- 廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業者が保存することとされている帳簿の記載事項のうち、産業廃棄物の受入量、運搬・処分量、処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量について、産業廃棄物の種類ごとに、会社全体として集計し、これを掲載することとなる。
- 産業廃棄物収集運搬業者に関する公表事項のうち、「受入量」とは、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量、「運搬量」とは、運搬先へ運搬した量をいう。
「運搬方法」については、運搬車、運搬船、鉄道等に分類する。積替保管施設等で有価物の分別・販売を行った場合等に、受入量と運搬量の間に差が生ずることは差し支えない。
- 産業廃棄物処分業者に係る公表事項のうち、「受入量」は、上記と同様、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量をいう。
「処分後の産業廃棄物の持出先及び処分方法ごとの処分量」については、まず、「持出先」について「自社処分」と「処分委託」に区分した上で、さらに「処分方法」について、焼却、管理型埋立処分、安定型埋立処分等に区分し、それぞれの区分ごとの処分量を記載することとする。ここで、「持出先」については、個別の持出先ごとに分類する必要はない。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

○ 産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物の受入量・運搬量（平成 20 年 12 月から平成 23 年 11 月まで）

産業 廃棄物 種類	運搬方法	処理実績(年／月)												23(11)
		20(12)	21(1)	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
木くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
塑アラスチック類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
がれき類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
織維くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
金属くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設 混合 廃棄物	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

＊は、木くず、塑アラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

○ 産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物の受入量・処分量（平成 20 年 12 月～平成 23 年 11 月）

産業 廃棄物 種類	処分方法 受入実績	処理実績(年／月)												23/11
		20/12	21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
塑 フ ラ ス チ ク 類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	圧縮梱包	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	-	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
木くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	-	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	-	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設 混 合 廃棄物 水	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	-	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(注1) *は、木くず、塑 フ ラ ス チ ク 類、紙くずの混合廃棄物。

(注2) 建設混合廃棄物は、選別の後、産業廃棄物の種類ごとに処分する。したがって、建設混合廃棄物の処分実績は、塑 フ ラ ス チ ク 類、木くず、紙くず、繊維くずの処理実績に含まれる。

(注3) 連続する複数の処分方法ごとに処分量を集計しているため、処分方法ごとの処分量を合計したものと処分量計が一致しない。

処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量
(平成 20 年 12 月～平成 23 年 11 月)

廃棄物種類	持出先	処分方法	処理実績(年／月)												合計	
			20/12	21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
廃アラ スチック 類	自社	管理型 埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		安定型 埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	委託	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		管理型 埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		安定型 埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	本くず	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		充填	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
織機 くず	委託	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	金属 くず	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
燃え 殻	委託	管理型 埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	混合 廃棄 物臺	委託	安定型 埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t		

※は、廃アラスチック類、ガラスくず、陶磁器くずの混合廃棄物。

⑧ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
<p>リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。）</p> <p>(1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからヘまでに掲げる事項</p> <p>(5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>(6) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号口からヘまでに掲げる事項</p> <p>(7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設 第十二条の七の二第七号口からヘまでに掲げる事項</p> <p>(8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号口からリまでに掲げる事項</p>	一年に一回以上

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（新規則第十条の四の二第二号の規定の適用に関する経過措置）

第六条 (略)

2 (略)

3 既存管理型最終処分場に係る新規則第十条の四の二第二号の規定の適用については、同号の表りの項(8)中「第十二条の七の二第八号口からリまでに掲げる事項」とあるのは「第十二条の七の二第八号口からトまでに掲げる事項、同号チに掲げる事項（平成二十三年十月一日以後に行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新最終処分基準省令」という。）第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。）及び第八号リに掲げる事項」とする。

※同規則附則第八条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十九条において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても、同様の規定が置かれている。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第二十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

(既存管理型最終処分場に係る確認の基準の特例)

第二十五条 既存管理型最終処分場に係る附則第十六条第三号及び附則第二十二条第三号の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは、「事項（同表の項(8)に定める事項については、新規則第十二条の七の二第八号口からトまでに掲げる事項、同号チに掲げる事項（平成二十三年十月一日以後に行った新最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。）及び第八号リに掲げる事項とする。）」とする。

【解 説】

- この項目は、申請者が事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報である。例えば、平成24年1月15日に情報を公表する場合、平成20年12月～平成23年11月の間の情報が公表の対象となる。
- 公表の対象となる施設は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる下表の施設であり、公表すべき事項は、産業廃棄物処理施設の種類ごとに、同表に掲げる事項である。
公表すべき事項は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が、法第15条の2の3第2項の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならないこととされている当該施設の維持管理の状況に関する情報のうち、「処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量」、「焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録」等を除いたものとなっている。

<表 3. 3. 3⑧ 対象施設及び公表事項>

	対象施設	公表事項の概要	施行規則 該当箇所 第12条の7の2
①	焼却施設 (②、③を除く。)	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第1号ハ 第1号ニ
②	ガス化改質方式の焼却施設	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第2号ハ 第2号ニ
③	電気炉等を用いた焼却施設	・排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第3号ハ 第3号ニ
④	廃石綿等溶融施設	・排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度の測定記録 ・溶融処理生成物の基準適合確認のための試験記録 ・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・集じん器にたい積した粉じんの除去記録	第4号ハ 第4号ニ 第4号木 第4号ヘ
⑤	P C B 処理施設	・放流水中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定記録 ・P C B分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録 ・排出した回収液の量及び当該回収液中のP C B含有量の測定記録 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録 ・生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録	第5号ハ 第5号ニ 第5号木
⑥	遮断型最終処分場	・地下水の水質検査記録 ・地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・残余容量の測定結果 ・仕切設備の点検記録 ・覆いの点検記録	第6号口 第6号ハ 第6号ニ 第6号木 第6号ヘ
⑦	安定型最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・残余容量の測定結果 ・展開検査記録 ・地下水又は浸透水の水質検査記録 ・地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録	第7号口 第7号ハ 第7号ニ 第7号木 第7号ヘ
⑧	管理型最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・遮水工の点検記録 ・地下水等又は放流水の水質検査記録 ・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・調整池の点検記録 ・浸出液処理設備の点検記録 ・防凍のための措置の点検記録 ・残余容量の測定結果	第8号口 第8号ハ 第8号ニ 第8号木 第8号ヘ 第8号ト 第8号チ 第8号リ

- なお、経過措置により、平成23年4月1日時点で現に廃棄物処理法に基づく設置の許可を受けているか、又は許可の申請をしている産業廃棄物の管理型最終処分場（既存管理型最終処分場）については、有効な防凍のための措置の点検記録（規則第12条の7の2第8号チに掲げる事項）は、平成23年10月1日以後に行った点検に関するもののみ公表すれば足りることとされている（規則附則第25条）。
- 管理型最終処分場に関する「防凍のための措置の点検記録」については、凍結による損壊のおそれのある部分についての措置が求められているため、そのような部分が無い場合には、「凍結による損壊のおそれのある部分が無い」旨を公表されたい。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

○ 焼却施設

(1) 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

	ばいじんを除去した日
1	平成 21 年 8 月 20 日
2	平成 21 年 10 月 8 日
3	平成 22 年 2 月 15 日
4	・ ・ ・

(2) 排ガスの測定結果

採取位置 ^{※1}	排ガス採取日 ^{※2}	結果が得られた日	測定結果 ^{※3}				
			ダイオキシン類 ng-TEQ/Nm ³	硫黄酸化物 Nm ³ /h	ばいじん g/Nm ³	塩化水素 mg/Nm ³	窒素酸化物 ppm
煙突中間部	H18年12月7日	H19年1月26日	0.021				
	H18年12月7日	H19年1月16日		0.0015	0.0014	0.88 未満	26
	H19年5月17日	H19年6月26日	0.043				
	H19年5月17日	H19年5月30日		0.00085 未満	0.0035	0.92	16
	H19年10月25日	H19年11月29日	0.0061				
	H19年10月25日	H19年11月2日		0.00092	0.00072	0.90 未満	15
	H20年5月21日	H20年7月2日	0.0026				
	H20年5月21日	H20年6月9日		0.0049	0.002	0.93 未満	14
	H20年11月7日	H21年1月6日	0.0026				
	H20年11月7日	H20年11月19日		0.0013	0.001	6.4	11
	H21年5月21日	H21年6月17日	0.01				

※1 採取場所は焼却施設のフロー図に示す。

※2 測定頻度は、ダイオキシン類については1年に1回以上、その他については6カ月に1回以上。

※3 計量証明書を添付しても差し支えない。

○ 安定型最終処分場

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検結果		
		擁壁	えん堤	その他()
H22年10月19日	異状の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}			
H22年11月11日	異状の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}			
H年月日	異状の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}			

※1 异常が認められた場合のみ記入する。

(2) 残余容量の測定結果(年1回以上測定)

	測定年月日	測定結果
1	平成 年 月 日	m ³
2	平成 年 月 日	m ³
3	平成 年 月 日	m ³

(3) 展開検査の実施状況

各月ごとの実施回数	(年月)回	(年月)回	(年月)回	(年月)回
	(年月)回	(年月)回	(年月)回	(年月)回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			

(4) 地下水又は浸透水の水質検査項目の記録

項目	採取場所 ^{※1}	採取年月日	結果が得られた日	検査結果、講じた措置		
				検査結果	異常の有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
地下水	別紙1の通り	H18年12月7日	H19年1月26日		無	
		H19年12月7日	H20年1月16日		無	
		H年月日	H年月日		有・無	
浸透水	別紙1の通り	H19年4月15日	H19年5月13日		無	
		H19年12月20日	H20年2月10日		無	
		H年月日	H年月日		有・無	

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(5) 漫透水のBOD又はCOD検査の記録(月1回以上測定)

項目	採取場所※1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果・講じた措置			
				BOD ^{※2} mg/L (基準値 20 mg/L 以下)	COD ^{※2} mg/L (基準値 40 mg/L 以下)	異常有無	異常が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
漫透水別紙4の通り		H19年4月15日	H19年5月13日	8 mg/L	- mg/L	無	
		H19年12月20日	H20年2月10日	12 mg/L	- mg/L	無	
		II年月日	II年月日	mg/L	mg/L		

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

※2 いずれかを記載すること。

○ 管理型最終処分場

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検箇所					
		擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍のための措置※2	
H22年10月19日	異状の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容※1						
H22年11月11日	異状の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容※1						
II年月日	異状の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容※1						

※1 異常が認められた場合のみ記入する。

※2 凍結による損壊のおそれのある部分がある場合に限る

(2) 地下水等の水質検査の記録

●地下水等検査項目（年1回以上測定）

採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常 有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年 月日
別紙1の 通り	H18年12月7日	H19年1月26日	別紙2	無	
	H19年12月7日	H20年1月16日	別紙3	無	
	H年月日	H年月日			

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●電気伝導率、塩化物イオン濃度（月1回以上測定）

地下水等 採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置			
			電気伝導率 (mS/m)	塩化物 イオン濃度	異常 有無	異常が認められた場合に 講じた措置の内容・年月日
別紙4の 通り	H19年4月15日	H19年5月13日			無	
	H19年5月10日	H19年6月1日			無	
	H年月日	H年月日				

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(3) 放流水の水質検査の記録

●排水基準等に係る項目（年1回以上測定）

採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常 有無	水質悪化が認められた場合に 講じた措置の内容・年月日
別紙4 の通り	H19年4月15日	H19年5月13日	別紙5	(任意記述)	(任意記述)
	H19年12月20日	H20年2月10日	別紙6	(任意記述)	(任意記述)
	H年月日	H年月日			

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●放流水のその他の項目（月1回以上測定）

放流水 採取場所 ※1	排ガス採取日	結果が 得られた日	測定結果				
			水素イオン 濃度 pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	窒素 含有量 (mg/L)
別紙4 の通り	H19年4月15日	H19年5月13日					
	H19年5月10日	H19年6月1日					
	II年月日	II年月日					

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●放流水のその他の項目（月1回以上測定）

放流水 採取場所 ※1	排ガス採取日	結果が 得られた日	測定結果				
			水素イオン 濃度 pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	窒素 含有量 (mg/L)
別紙4 の通り	H19年4月15日	H19年5月13日					
	H19年5月10日	H19年6月1日					
	II年月日	II年月日					

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(4) 残余容量の測定結果（年1回以上測定）

	測定年月日	測定結果
1	平成 年 月 日	m ³
2	平成 年 月 日	m ³
3	平成 年 月 日	m ³

⑨ 焼却施設における熱回収実績

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
又 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	一年に一回以上

※同規則第十条の二六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が記載されている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六ヶ月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が記載されている。

【解 説】

- この項目は、申請者が産業廃棄物処分業の用に供する産業廃棄物の焼却施設における熱回収の実績を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間における熱回収の実績である。例えば、平成24年2月15日に情報を公表する場合、平成21年1月～平成23年12月の間の情報が公表の対象となる。
- 公表の対象となる施設は、産業廃棄物の焼却施設であり、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる焼却施設以外の焼却施設を含むものである。熱回収の実績は、対象となる焼却施設ごとに集計し、公表する必要がある。
- 「熱回収により得られた熱量」とは、発電以外の用途に利用された熱量であり、具体的には、表3.3.⑨に掲げる用途に利用した熱量とする。なお、「熱回収により得られた熱量」には、熱回収を行っている焼却施設から熱の供給を受けた周辺施設における熱利用量と、当該焼却施設内における熱利用量の両方が含まれる。

<表3.3.3⑨ 発電以外の熱利用量に含まれる用途>

用 途		熱利用の形態
タービン補機駆動		タービン補機駆動は、蒸気エネルギーを利用してタービン駆動の誘引通風機やボイラー給水ポンプを稼働させることにより、駆動用電力量の削減を図るものである。
循環利用	燃焼用空気予熱器	燃焼用空気予熱器は、蒸気熱を利用して燃焼用1次及び2次空気の温度を上昇させることにより、助燃剤の使用量の削減を図るものである。
	ストプロワ	ストプロワは、ボイラー過熱器、節炭器（エコノマイザー）のガス側伝熱面に付着する飛灰を蒸気又は圧縮空気で吹き飛ばして除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	ボイラー給水加熱器	ボイラー給水加熱器は、蒸気タービンの抽気蒸気等を利用しボイラー給水を加温することにより、ボイラーの熱回収率の向上を図るものである。
	脱気器	脱気器は、給水中の酸素や炭酸ガス等の非凝縮性ガスを除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	エゼクタコンデンサ	エゼクタコンデンサは、余剰高圧蒸気を用い、エゼクタ効果を利用してタービン排気蒸気を低圧化することにより、タービンの能力の向上を図るものである。
関連施設利用		関連施設利用は、蒸気熱を、熱回収を行う焼却炉とは別の溶融炉等に供給し、空気の予熱等に利用することにより、関連施設での助燃剤の使用量の削減を図るものである。
乾燥・濃縮等熱源利用		乾燥・濃縮等熱源利用は、蒸気を汚泥等の乾燥、濃縮等のための熱源として利用することにより、乾燥や濃縮等に必要なエネルギー使用の削減を図るものである。
給湯場内の冷暖房	場内温水器	場内温水器は、蒸気熱を利用し、熱回収施設で使う温水(風呂、手洗い、消雪等に利用)を製造することにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
	場内冷暖房機器	場内冷暖房機器は、蒸気熱を、熱回収施設での暖房(蒸気・温水)・冷房(吸式冷凍機)の用途に用いることにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
周辺施設利用		周辺施設利用は、廃棄物処理施設としての機能に係る用途を超えて、周辺地域へ熱エネルギーを供給することにより、地域のエネルギー使用量の削減を図るものである。例えば、温水プールや福祉施設等への給湯、農業用温室やロードヒーティング等のための熱供給のほか、オフライン方式による熱供給（トランシーフコンテナ）などがある。

- 「当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量」とは、熱回収により得られた熱を利用して発電した電気の量であり、熱回収を行っている焼却施設以外への電力供給量と、当該焼却施設内での自家消費電力量の両方が含まれる。
- これらの熱量及び電気の量については、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成23年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に掲載された方法を参考として計測することとし、これ以外の方法により計測する場合については、当該計測方法及びそれを採用している理由等をあわせて明示することが望ましい。

【参考】熱量及び電気の量の測定方法（廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルより抜粋）

発電以外の熱利用量については、蒸気、温水、空気等の温度、圧力、流量等を測定する機器あるいは直接的又は間接的に熱量を求める機器を用いるなどにより、(ア)～(ウ)のいずれかの方法により把握することとし(図1参照)、紙または電磁的方法により記録することとする。

(ア) 热利用機器(D)における利用熱量を計測する方法

利用熱量の測定機器(C)を用いる場合には、当該利用熱量の計測のみで足りる。

(イ) 热利用機器(D)への入熱量(A)を計測し同機器の熱回収効率を乗じて利用熱量を推定する方法
入熱量の測定機器(A)のみ用いる場合には、入熱量に熱利用機器(D)の熱回収効率(設計値あるいは実績値)を乗じて、利用熱量を推定してもよい。

(ウ) 热利用機器(D)への入熱量(A)と同機器からの出熱量(B)を計測しその差を利用熱量とする方法

施設外への熱供給である場合は、入熱量(A)と出熱量(B)の双方の測定機器を用い、その差分により外部への熱供給量を把握してもよい。

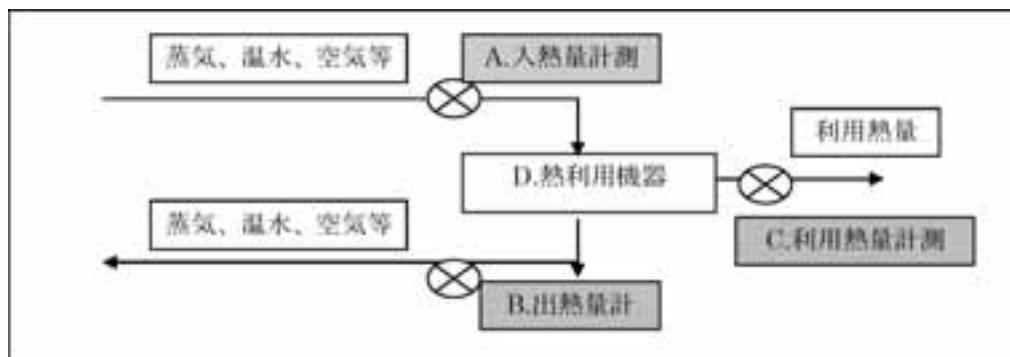


図1 热利用量の測定装置設置場所

発電量については、電力量計により常時測定し、紙または電磁的方法により記録するものとする。

- 「当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量」とは、焼却施設において熱回収を行っている間に焼却処理された産業廃棄物の量であり、体積又は重量により表示するものとする。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

産業廃棄物の焼却施設における熱回収の実績(平成21年1月～平成23年12月)

施設名	項目	熱回収実績(年／月)										23/12
		21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
△△工場 A町B市 ***	熱量(MJ)	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
	発電量 (kWh)	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh
	廃棄物量 (t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
△△処理 センター C町D市 ***	熱量(MJ)	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
	発電量 (kWh)											
	廃棄物量 (t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
××工場 E町F村 ***	熱量(MJ)											
	発電量 (kWh)											
	廃棄物量 (t)											

※ △△処理センターでは、発電を行っていない。

※ ××工場では、熱利用、発電を行っていない。

⑩ 財務諸表

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上

※同規則第十一条の四の二、第十二条の二の二及び第十三条の二六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十一条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解説】

- この項目は、申請者が法人である場合に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）を公表し、経営状況の健全性を判断する材料となる情報を提供するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）において作成されている直近3事業年度分の財務諸表である。
- それぞれの書類の内容は、以下のとおりである。詳細な作成方法については、会社法、会社計算規則等の関係法令に従うこと。
 - ① 貸借対照表は、決算期における法人の有する資産、負債及び純資産を適切な区分に従って記載し、法人の財産状態を明らかにするものである。
 - ② 損益計算書は、法人の1事業年度内において発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載し、法人のその事業年度内の経営成績を明らかにするものである。
 - ③ 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の1事業年度における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である「株主資本」の各項目の変動事由を明らかにするものである。
 - ④ 個別注記表は、株式会社の財産・損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして、重要な会計方針や、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記等を記載するものである。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回である。

【記載例】

※1年分の記載例であり、これらを3年分記載する必要がある。

※あくまで記載例であり、必ずしもこれらの様式と同じものである必要はない。

貸借対照表（平成〇年〇月〇日現在）

(単位　　)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
・・・		・・・	
・・・		・・・	
・・・		固定負債	
		・・・	
		・・・	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
		・・・	
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位　　)

科 目	金額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益（営業損失）	
営業外収益	
営業外費用	
経常利益（経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
当期純利益（当期純損失）	

(留意点)

- ・利益項目が赤字の場合は（ ）書の名称を使用すること。

- ・産業廃棄物処理業以外の事業（例えば建設業等）を兼業しており、当該事業に関する項目があわせて表示されている場合は、その旨を記載しても差し支えない。

株主資本等変動計算書（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）

(単位：円)

I 株主資本	1 資本金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
	2 資本剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
	3 利益剰余金 (1) 利益準備金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
(2) その他利益剰余金 普通利益剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高	
	利益剰余金合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高
	4 自己株式	前期末残高 当期変動額 当期末残高
株主資本合計		
II 評価・換算差額等	前期末残高 当期変動額 当期末残高	
	前期末残高 当期変動額 当期末残高	
	前期末残高 当期変動額 当期末残高	
III 新株予約権	前期末残高 当期変動額 当期末残高	
	前期末残高 当期変動額 当期末残高	
	前期末残高 当期変動額 当期末残高	
純資産合計		

個別注記表（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成10年1月1日以降に取得した建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法

2. 収益及び費用の計上基準

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2. 受取手形割引額

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

* * *

⑪ 処理料金の提示方法

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
ヲ 事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度

※同規則第十一条の四の二、第十一条の十一の二及び第十一条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。ただし、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の場合は、事業者がその産業廃棄物の【処分】を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法、を公表することになる。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、料金表・料金算定式により産業廃棄物の処理料金を提示している場合における当該料金表・料金算定式や、産業廃棄物の種類や性状によって個別に見積もりを行った上で産業廃棄物の処理料金を提示している旨を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 処理料金は産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なる場合があることから、すべての処理業者に一律の方法で公表を求めるものではない。ただし、個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積もり条件についても併せて掲載することが必要である。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】

○ 産業廃棄物収集運搬業

例 1

	基本料金	時間外料金 1	時間外料金 2	深夜料金
○○地域	○○円	○○円	···	···
○○地域	○○円	○○円	···	···
○○地域	···	···	···	···

* 土・日・祝祭日は休日料金として○○%加算させて頂きます。

* 排出場での積込作業が○○分を超えた場合には作業費○○円を頂きます。

例 2

収集運搬料金につきましては種類、量、距離により計算いたします。

当社○○部 (tel:○○○ ○○○ ○○○○) までご相談下さい。無料にてお見積もりいたします。

○ 産業廃棄物処分業

例 1

品目	処理料金	処理方法	備考
金属くず	○○円/トン	破碎	空間等には内容物が混入していない事
廃プラスチック類	○○円/キログラム	破碎	腐敗物が付着していない事
木くず	○○円/トン	焼却	有害物等が付着していない物

* 処理料金には収集運搬費及び消費税は含まれていません。

* 上記処理料金は基本料金ですので詳しくはお問い合わせ下さい。

例 2

処理料金につきましては種類、量により計算いたします。

当社○○部 (tel:○○○ ○○○ ○○○○) までご相談下さい。無料にてお見積もりいたします。

⑫ 業務を所掌する組織・人員配置

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
ワ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）

※同規則第十条の四の二、第十一条の十一の二及び第十二条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

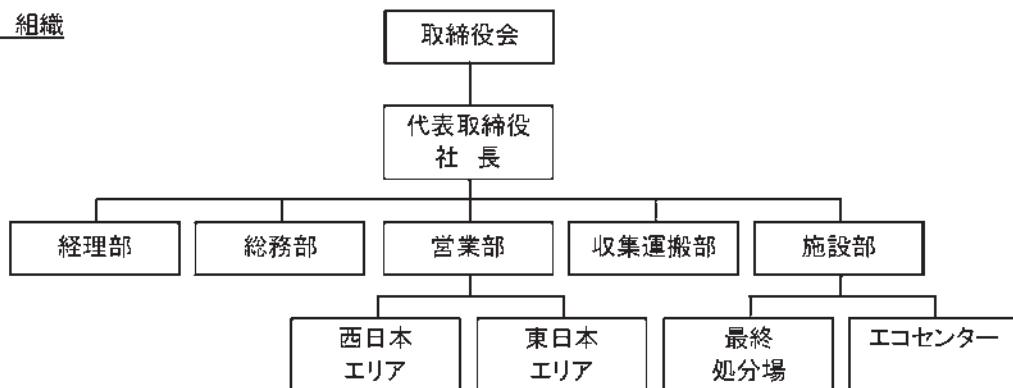
三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、業務を掌握する組織及び人員配置を明確にした図を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 「業務を掌握する組織」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で社内組織を記載とともに、それぞれの部門ごとの人員配置を記載するものとする。ここで、「人員」については、正社員のみの数か、派遣社員・アルバイト等を含む数かを明示すること。また、兼務職員については、主たる部門に計上し、両部門に計上その他記載に当たってのルールを明示すること。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、人員配置については、年に一回以上更新すれば足りる。

【記載例】**○ 組織****○ 人員配置**

	経理部	総務部	営業部		収集運搬部	施設部		合計
			西日本 エリア	東日本 エリア		エコセンター	最終 処分場	
正社員	3名	3名	4名	3名	12名	11名	7名	43名
派遣・パート	1名	1名	1名	0名	1名	2名	1名	7名
合計	4名	4名	5名	3名	13名	13名	8名	50名

(注) 兼務職員については、主たる部門に計上しています。

⑬ 事業場の公開の有無・公開頻度**【参考条文】****○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則****第九条の三 (略)****二 (略)**

公表事項	更新すべき場合
力 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度

※同規則第十条の四の二、第十一条の十二の二及び第十二条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）**(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)****第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。****一・二 (略)****三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。****四 (略)**

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解説】

- この項目は、事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 事業場を公開している場合には、例えば、「年1回」、「申し込みに応じて随時」等の公開の頻度について記載を行う。事業場を公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載してあれば基準適合となる。
- 事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当する。したがって、これらの者に事業場の公開をしている場合は、不特定多数の者に公開していくとも、事業場の公開をしているとして差し支えない。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】**【例1】**

当社は信頼性の高い施設運営を目指し、焼却施設を一般公開しています。焼却施設はいつでも見学することができます。

【例2】

当社の施設見学については、当社の〇〇環境整備センターに直接ご連絡ください。見学申込書をお渡します。お問合せはこちらから。

【例3】

当社では一般県民の皆様を対象に廃プラスチックの中間処理施設の見学を受け付けています。ただし、危険箇所がありますので、小中学生は引率をお願いします。また人数は1回当たり原則10名です。電話での事前予約をお願いします。【電話番号 (XXXX) XX-XXXX】

【例4】

当社は会社見学会を毎年8月開催し、地域との交流を図っています。

3. 4 環境配慮の取組に係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関（平成十年三月三十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認証を受けていること。

※同規則第十一条の四の二、第十一条の二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この基準は、環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを求めるものである。
- この基準に適合するためには、上記のうちいずれか一つ以上の認証制度による認証を受けていれば足りるものであるが、これらの認証制度のうちどれが適當かは、取組を行う産業廃棄物処理業者自身において、自社の環境マネジメントの手法との整合性等の観点を踏まえ十分に検討し、選定することが重要である。

例えば、ISO14001の認証制度は、認証の取得までに比較的多くの費用と時間を要するとともに、厳格な制度・運用のもと審査機関による定期的な審査を経るなど、高いレベルの取組を求められる一方、社会的知名度も高く国際的にも通用するものとなっている。

これらの認証制度の詳細については、下記ホームページを参照されたい。

- ISO14001 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>
- エコアクション21 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

- これらの認証制度による認証を取得するためには、自社で環境マネジメントシステムを構築し、そのシステムを運営している実績が必要であり、通常、認証の取得までに半年から一年、場合によっては数年を要することもある。したがって、優良認定・優良確認の申請前から十分な時間的余裕をもって取組に着手することが重要である。

また、環境マネジメントシステムの内容を中小・零細企業が独力で理解・構築することは必ずしも容易ではない場合があるので、このような場合には、先行して認証を取得した他の企業や、コンサルタントの助けを借りることも有益であると考えられる。

- なお、これらの認証制度による認証は、事業所単位で取得するものであるが、申請者が一つの都道府県・政令市内に複数の事業所を有する場合、このうちいずれかの事業所について認証を取得していればよく、必ずしも全ての事業所について認証を取得していることを求めるものではない。

3. 5 電子マニフェストに係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

※同規則第十条の四の二、第十条の十一の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解説】

- この基準は、廃棄物処理法に基づき指定された「情報処理センター」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター。以下「日廃振センター」という。）が運営する電子マニフェストシステム（通称：JWNET）に加入しており、排出事業者から要望があった場合に電子マニフェストが利用可能であることを求めるものである。
- 電子マニフェストシステムは、
 - ① 紙マニフェストを使用した場合に課せられる写しの保存義務やマニフェスト交付等状況報告書の提出が不要となり、事務処理効率化につながる。
 - ② データを情報処理センターが一括管理しているため、データの偽造がしにくく、産業廃棄物の処理状況がより一層透明化される。
 - ③ システムにより自動的に法定記載事項の記載漏れや法定報告期限の到来等がチェックされるため、法令遵守の徹底が図られる。等の特徴を有する。システムの詳細や加入方法等については、
 - ・日廃振センターのホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>
 - ・JWNETのリーフレット <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/leaflet.pdf>等を参照されたい。

3. 6 財務体質の健全性に係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 (略)

- 五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。
- 六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）の平均額が零を超えること。
- 七 法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- 八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場（特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

※同規則第十条の四の二、第十条の十一の二及び第十条の十八の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

- 四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この基準は、財務体質が健全であることを証明として、表3. 6. 1に掲げるすべての基準に適合していることを求めるものである。

<表3. 6. 1 財務体質の健全性に係る基準の全体像>

基 準		概 要
①	自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること
②	経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
③	税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
④	維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

以下、それぞれの基準について説明する。

① 自己資本比率に係る基準

- この基準は、申請者が法人である場合に、直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることを求めるものである。
- 「自己資本比率」とは、貸借対照表上の純資産の額（下図のA）を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額（下図のB）で除して得た値をいう。

貸借対照表（平成〇年〇月〇日現在）

（単位：円）

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
・・・		・・・	
・・・		・・・	
・・・		固定負債	
		・・・	
		・・・	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
		・・・	
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

A

B

② 経常利益金額等に係る基準

- この基準は、申請者が法人である場合に、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えることを求めるものである。
- 「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額（下図のA）に、売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額をいう。
- 損益計算書（及びその添付書類である売上原価明細書等）上で、減価償却費の額が明示的に記載されていない場合は、減価償却費の額はゼロとみなされる。

損益計算書（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）

科 目	(単位)
売上高	×××
売上原価	×××
売上総利益	×××
販売費及び一般管理費	×××
営業利益（営業損失）	×××
営業外収益	×××
営業外費用	×××
経常利益（経常損失）	×××
特別利益	×××
特別損失	×××
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	×××
法人税、住民税及び事業税	×××
当期純利益（当期純損失）	×××

A

(3) 税及び保険料の納付に係る基準

- この基準は、産業廃棄物処理業の実施に関連のある税目、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないことを求めるものである。
- 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税とは、具体的には以下のとおりである。

(国 税) 法人税及び消費税

(都道府県税) 道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税並びに地方消費税

(市町村税) 市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税並びに都市計画税

- 都道府県税及び市町村税については、都道府県知事による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該都道府県に納付すべき都道府県税、及び、当該都道府県内の市区町村に納付すべき市町村税に滞納がないことが求められる。

また、政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県に納付すべき道府県税、及び、当該政令市に納付すべき市町村税に滞納がないことが求められる。

- 社会保険料・労働保険料については、都道府県知事による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該都道府県内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業場について納付すべき社会保険料・労働保険料に滞納がないことが求められる。

また、政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該政令市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業場について納付すべき社会保険料・労働保険料に滞納がないことが求められる。

(4) 維持管理積立金の積立てに係る基準

- 廃棄物処理法第8条の5第1項（同法第15条の2の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていることを求めるものである。
- 優良認定・優良確認を受けようとする都道府県知事・政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について維持管理積立金を積み立てていることが求められる。

3. 7 その他

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 継続して5年以上法第十四条第一項の許可を受けている者であること。

二～四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十一条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この基準は、優良確認の場合のみに適用される基準であり、優良確認の際に、継続して5年以上産業廃棄物処理業の許可を受けていることを求めるものである。
- この基準に適合するためには、5年以上、優良確認を受けようとする都道府県又は政令市において、優良確認を受けようとする許可区分の許可を受けていることが必要となる。したがって例えば、あるA県において、産業廃棄物収集運搬業の許可に関し優良確認を受けようとする場合に、A県とは別のB県のみにおいて5年以上産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者や、A県において産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を5年以上受けている者については、この基準に適合しているとはみなされない。

4 優良認定・優良確認の申請

ここでは、産業廃棄物処理業者が優良認定・優良確認を受けるための、申請の方法や、申請書類の詳細を解説する。

4. 1 優良認定・優良確認の申請方法

【参照条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)

第六条の九 法第十四条第二項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 新たに法第十四条第一項の許可を受けた者 五年
- 二 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する上認められたもの 七年
- 三 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年

※同令第六条の十一、第六条の十二及び第六条の十四において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

附 則 (平成二十二年政令第二百四十八号)

(産業廃棄物処理業等の許可の更新期間に関する経過措置)

第五条 この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項の許可を受けている者が、その許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。以下同じ。）の満了の日までの間に、環境省令で定めるところにより、この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の九第二号の基準に相当するものとして環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事（指定都市の長等（新令第二十七条第一項に規定する指定都市の長等をいう。以下同じ。）の法第十四条第一項の許可を受けている者にあっては、当該指定都市の長等）の確認を受けたときは、当該許可の有効期間は、新令第六条の九の規定にかかわらず、七年とする。

※同令第六条から第十四項までにおいて、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- 既に述べたとおり、優良産廃処理業者認定制度において、産業廃棄物処理業者が優良と認められるためには、二通りの方法がある。
一つは、【優良認定】であり、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新の申請とあわせて都道府県知事・政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受けるというものである。
もう一つは、【優良確認】であり、平成23年4月1日の時点で既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了日までの間に、都道府県知事・政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の確認を受けるというものである。この申請は、許可の有効期間の満了日までの間であれば、任意の時点で行うことができる。
- 優良認定・優良確認のいずれの場合についても、その申請先は、申請者に産業廃棄物処理業の許可を付与した都道府県知事・政令市長である。

逆に、申請者が産業廃棄物処理業の許可を受けていない都道府県知事・政令市長に対し、申請を行うことはできない。例えば、A県知事のみから産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が、B県知事に対して申請を行うことはできない。

- また、優良認定・優良確認のいずれの場合についても、都道府県知事・政令市長から受けた許可の区分についてのみ、申請をすることができる。例えば、A県知事のみから産業廃棄物収集運搬業の許可のみを受けている者が、他の許可の区分である産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業について、A県知事に対し申請を行うことはできない。

4. 2 申請書類

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～十四 (略)

十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3～6 (略)

承認規則第十二条の四第二項、第十二条の十二第三項及び第十二条の十六第二項において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

附 則(平成二十三年環境省令第一号)

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請)

第十二条 改正令附則第五条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した附則様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 現に受けている法第十四条第一項の許可の年月日及び許可番号並びにその許可の有効期間(法第十四条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)の満了の日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 現に受けている法第十四条第一項の許可に係る新規則第十条の二に規定する許可証の写し

二 次条第二号に掲げる基準に適合することを誓約する書面

三 次条第三号に掲げる基準及び同条第四号に掲げる基準(新規則第九条の三第三号、第四号及び第七号に掲げる基準に係る部分に限る。)に適合することを証する書類

四 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(現に受けている法第十四条第一項の許可の申請書に添付したもの)を除く。)

承認規則附則第十二条、附則第十五条及び附則第十八条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解説】

- 優良認定又は優良確認の申請をする場合、申請者は、表4.2に掲げる書類を提出しなければならない。

<表4.2 申請書類一覧>

	書類	要否(○:必要)	
		優良認定	優良確認
①	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	○	○
②	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	○	○
③	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	○	○
④	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	○	○
⑤	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	○	○
⑥	優良基準適合確認申請書		○
⑦	現に受けている産業廃棄物処理業の許可の許可証の写し		○
⑧	直前三年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（現に受けている許可の申請書に添付したもの）		○

以下、それぞれの書類について解説する。

4.2.1 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

【解説】

- この書面は、一定期間、特定不利益処分を受けていないことを申請者が誓約する書面である。「一定期間」については、申請者の種類により異なっており、詳細は3.2に記載しているので参照されたい。また、「特定不利益処分」についても、同じく3.2を参照されたい。
- 誓約書の様式については、法令上特に定められていないが、参考までに、以下に様式を例示する（図4.2）。記載方法については、以下のとおりである。
 - ・誓約書の名宛人は、優良認定・優良確認の申請先である都道府県知事・政令市長である。
 - ・「平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間」の部分は、申請者が、3.2を参照しつつ必要な誓約期間を記載する。この誓約期間が不足していると、書面の不備とみなされ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、都道府県・政令市から補正を求められることがある。
- なお、この誓約書を提出する前に、上記の誓約期間中、特定不利益処分を受けていない旨を、厳密に確認すること。産業廃棄物処理業に関する不利益処分以外の不利益処分（一般廃棄物処理業を兼業している場合における一般廃棄物処理業に関する不利益処分等）や、他の都道府県・政令市や環境大臣がする特定不利益処分も受けていないことが必要となる。
- 事後的に虚偽の誓約書を提出していたことが発覚した場合は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可の取消しや、罰則の対象になりうるので、注意すること。

<図4.2.1 誓約書>

誓 約 書

知事（市長）様

平成　年　月　日から平成　年　月　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年　月　日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改進命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

4. 2. 2 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

- この書類は、3. 3において解説した「事業の透明性に係る基準」（所定の情報をインターネットを利用する方法により公表し、所定の更新頻度で更新していること）に適合することを証する書類である。
- この基準に適合していることを証するためには、
 - ① インターネットを利用する方法により情報が公表されていること
 - ② 情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間（詳細は3. 3. 1参照）以上となっていること
 - ③ 所定事項が適切に公表され、所定頻度で更新されていること（詳細は3. 3. 3参照）が適切に公表されていること

が書類上で明らかとなっていることが必要である。

例えば、①については、URL等インターネット上の公表を証する情報が書類上に記載されていなければならない。また、③については、1年に1回以上更新することとされている事項を最初の情報公表日から1年以内に更新していること（2回目以降の更新については、前回の情報更新日を起算日として1年以内に更新していること）が、日付により書類上で明らかになっていなければならない。

- 書類の具体例としては、例えば以下が想定される。
 - ・(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイト上で発行されるその旨を証明する書類
 - ・「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合には、情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの
- なお、「産廃情報ネット」により情報の公表・更新をしている場合、以下の書類を申請者自身が同ウェブサイト上で証明書類を発行することが可能であり、この書類は、上記の要件に合致している。

4. 2. 3 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

- この書類は、3. 4において解説した「環境配慮の取組に係る基準」(ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること)に適合することを証する書類である。
- 具体的には、認証を受けた際に発行される認証書の写しが想定される。

<図4. 2. 3 ISO14001認定証・エコアクション21認定証の例>

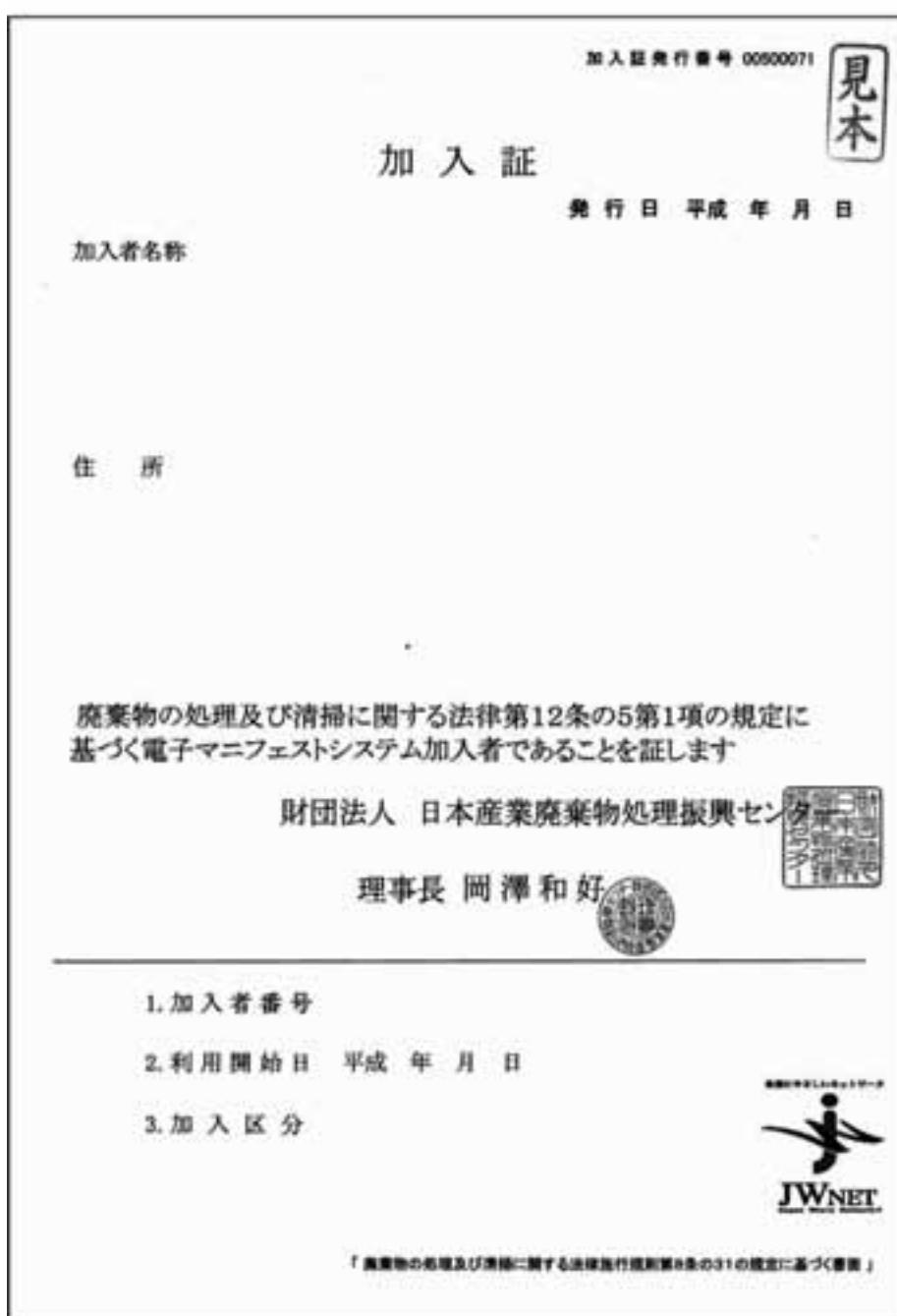


4. 2. 4 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

【解説】

- この書類は、3. 5において解説した「電子マニフェストに係る基準」（電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること）に適合することを証する書類である。
- 具体的な書類としては、情報処理センターである（財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写しが想定される。

＜図4. 2. 4 電子マニフェストシステム加入証の例＞



4. 2. 5 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

- この書類は、産業廃棄物処理業の実施に関連する税（3. 6 ③参照）、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類である。
- 具体的には、以下の書類をいう。

① 国税を滞納していないことを証する書類

国税（法人税及び消費税）及び地方消費税については、税務署長が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に納付すべき法人税及び消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべき国税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

② 都道府県税を滞納していないことを証する書類

都道府県税（道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税）については、都道府県税事務所長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。ここで、申請者が個人の場合、道府県民税・都民税は道府県民税・都民税については、申請者が個人の場合は市町村長等が賦課徴収を行うことされているため、納税証明書（又はその写し）は市町村長等から交付されるので、留意されたい。

納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県）に納付すべき道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべきこれらの税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

③ 市町村税を滞納していないことを証する書類

市町村税（市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）については、市町村長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県内の市町村（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）に納付すべき市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべきこれらの税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

④ 社会保険料を滞納していないことを証する書類

(1)申請者が、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）内に社会保険が適用される事業所を有す場合にあっては、年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書（又はその写し）等が該当する。

証明の内容については、過去2年間に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。ここで、「産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場」とは、申請者が現在受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に記載した事務所・事業場をいう。

(2)申請者が、国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等が該当する。

証明の内容については、過去2年間に、優良認定・優良確認を受けようとする申請者について納入すべき国民健康保険料（又は国民健康保険税）のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。

⑤ 労働保険料を滞納していないことを証する書類

地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書（又はその写し）等が該当する。

証明の内容については、過去3年間に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。ここで、「産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場」とは、申請者が現在受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に記載した事務所・事業場をいう。

4. 2. 6 優良基準適合確認申請書 【優良確認の申請の場合のみ】

【解説】

- この書類は、優良確認の申請書であり、優良確認の申請をする場合のみ提出する必要がある。その様式は図4.2.6のとおりであり、記載方法は、以下のとおりである。

- ・根拠条文の部分の対応関係は、次のとおり。

産業廃棄物収集運搬業者 附則第5条第1項

産業廃棄物処分業者 附則第5条第2項において準用する同条第1項

特別管理産業廃棄物収集運搬業者 附則第5条第3項において準用する同条第1項

特別管理産業廃棄物処分業者 附則第5条第4項において準用する同条第1項

優良確認の申請をする許可区分の根拠条文のみを残し、それ以外の根拠条文については、横線により削除すること。

- ・「許可の年月日」「許可番号」「許可の有効期間の満了の日」の欄には、優良確認の申請をする際に現に受けている産業廃棄物処理業の許可に関するこれらの事項を記入すること。

複数の許可区分における許可を受けている場合は、優良確認を受けようとする許可区分についての許可に関するこれらの事項を記入すること。例えば、A県で産業廃棄物収集運搬業の許可と産業廃棄物処分業の許可を受けている場合に、産業廃棄物収集運搬業について優良確認の申請をするときは、産業廃棄物収集運搬業の許可に関するこれらの事項を記入する。

- ・「収集運搬業・処分業の区分」の欄には、優良確認の申請をする際に現に受けている産業廃棄物処理業の許可に関する許可区分を記載する（「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」「特別管理産業廃棄物収集運搬業」「特別管理産業廃棄物処分業」のいずれか）。

複数の許可区分における許可を受けている場合の記入方法は、上記「許可の年月日」等と同様。

- ・「※事務処理欄」には、申請者は何も記入しないこと。

- なお、優良認定の申請の場合は、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請と同時に行われることから、許可の更新の申請書の他に、別途、優良基準適合確認申請書を提出する必要はない。

<図4.2.6 優良基準適合確認申請書の様式>

附則様式（附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係）

優良基準適合確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第
附則第5条第1項
248号）附則第5条第2項において準用する同条第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申
附則第5条第3項において準用する同条第1項
附則第5条第4項において準用する同条第1項
請します。

許可の年月日	年 月 日
許可の許可番号	第 号
許可の有効期間の満了の日	年 月 日
収集運搬業・処分業の区分	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

4. 2. 7 現に受けている産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写し 【優良確認の申請の場合のみ】

【解説】

- 優良確認の際に申請者が現に受けている産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写しを提出するものである。
- 優良確認の申請の場合には、申請者が現に産業廃棄物処理業の許可を受けている者であり、かつ、当該許可の有効期間の満了日までに当該申請が行われていることを確認しなければならないことから、優良確認の申請の場合のみ、現に受けている産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写しを提出することとするものである。
- 複数の都道府県・政令市において産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、申請者が優良確認を受けようとする都道府県・政令市において受けた産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写しを提出する。
- また、優良確認を受けようとする都道府県・政令市において複数の許可区分についての産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、優良確認を受けようとする許可区分についての産業廃棄物処理業の許可の許可証の写しを提出する。例えば、A県で産業廃棄物収集運搬業の許可と特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合に、産業廃棄物収集運搬業について優良確認の申請をするときは、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しのみを提出すれば足りる。

4. 2. 8 直前3年の各事業年度における財務諸表 【優良確認の申請の場合であり、かつ、申請者が法人の場合のみ】

【解説】

- 優良確認の申請の場合のみ、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を提出するものである。ただし、これら書類のうち、申請者が優良確認を受けようとする都道府県・政令市において現に受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に添付したものについては、提出は不要である。
- 優良確認の場合には、都道府県・政令市が、申請者の直前3年の各事業年度におけるこれらの書類を有しておらず、優良基準の適合性の審査を行うことができない場合があるため、このような場合に、これらの書類を提出するものである。
- 例えば、優良確認の申請者が、優良確認を受けようとする都道府県・政令市において現に受けている産業廃棄物処理業の許可の申請時から優良確認の申請時までに、2事業年度分の財務諸表を作成している場合には、当該2事業年度分の財務諸表を提出しなければならない。

4. 2. 9 その他

【解説】

- 通常、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時には、直前3事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に代えて、直前事業年度の有価証券報告書を提出することができる」とされている。一方、当該更新の申請時に、あわせて優良認定の申請をする場合において、直前3事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に代えて有価証券報告書を提出するときは、直前2事業年度分の有価証券報告書の提出が必要となる。

5 審査と認定

申請者である産業廃棄物処理業者から、優良認定・優良確認の申請があったときは、都道府県・政令市は、申請者が優良基準に適合しているか否かを審査し、優良基準に適合している場合には、優良認定・優良確認を行う。ここでは、都道府県・政令市における審査の方法、優良認定・優良確認の手順等の詳細を解説する。

5. 1 申請の受け付け等

【解説】

- 優良認定・優良確認の申請があった場合、都道府県・政令市は、4. 2で解説した申請書類が揃っておりその記載事項に不備がないか、申請をすることができる期間内にされたものであるか等の、申請の形式上の要件に適合していることを確認する。形式上の要件に適合していない場合には、行政手続法第7条の規定に基づき、申請者に対し、相当の期間を定めて、不足している申請書類の提出や、記載事項の補正を求める等の措置を講ずることとなる。
- 申請書類は、申請者の優良基準への適合性について、都道府県・政令市が審査をする際に不可欠なものであるから、上記の補正を求めたにもかかわらず、当該相当の期間を経過しても、申請書類の提出がされない場合など、申請の形式上の要件が満足されない場合には、申請者が優良基準に適合しているとは認められないものとして意思決定してよい。
- 「申請をすることができる期間内にされたものであるか」については、とりわけ優良確認の申請がされた場合に注意が必要である。すなわち、優良確認は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行日である、平成23年4月1日の時点において、現に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、当該許可の有効期間内において行うことができるとされているものであるから、優良確認の申請があった場合、申請者が
 - ① 平成23年4月1日時点で現に産業廃棄物処理業の許可を受けているか
 - ② 申請日が当該許可の有効期間内か
 の2点について確認する必要がある。

ここで、例えば、平成23年4月1日の時点で、A県のみにおいて産業廃棄物処理業のみの許可を受けている者については、当該許可の有効期間の満了日までに、当該A県において産業廃棄物処理業の許可についてのみ優良確認をすることができるものであり、A県以外の都道府県・政令市が当該者に対し優良確認をすることや、A県が産業廃棄物収集運搬業の許可について優良確認を行うことはできない。

5. 2 申請内容の審査

【解説】

○ 都道府県・政令市は、申請者の優良基準適合性について、申請書類等を利用して審査を行う。審査にあたっては、特に次の点に留意する。

- ① 優良基準に適合している者であっても、通常の産業廃棄物処理業の許可基準に適合していない者については、産業廃棄物処理業の許可を付与することはできないこと。
- ② 遵法性に係る基準（3. 2 参照）については、申請者から提出された誓約書のみに頼ることなく、産業廃棄物行政情報システム等を活用して、申請者が特定不利益処分を受けていない旨の確認を主体的に行うこと。
- ③ 事業の透明性に係る基準（3. 3 参照）については、申請者から提出された書類に基づき、次のような点を確認すること。
 - ・インターネットを利用する方法により情報が公表されていること
URL等インターネット上で情報が公表されていることを証する情報が書類上に記載されていることを確認すること。
 - ・情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間以上となっていること
事前情報公表期間については、以下のとおりとなっている。詳細は3. 3. 1を参照すること。
 - ・所定事項が適切に公表され、所定の頻度で更新されていること
公表事項・更新頻度については、以下のとおりとなっている。詳細は3. 3. 3を参照すること。
- ④ 環境配慮の取組に係る基準（3. 4 参照）については、提出された認証書の有効期限が過ぎていないかを確認すること。
- ⑤ 自己資本比率に係る基準（3. 6 ①参照）及び経常利益金額等に係る基準（3. 6 ②参照）については、申請者から提出された貸借対照表により自己資本比率を、損益計算書により経常利益金額等を算出し、優良基準適合性を判断すること。
- ⑥ 税及び保険料の納付に係る基準（3. 6 ③参照）については、納税証明の税目に不足がないか、対象となっている全ての事務所・事業場について保険料の納付証明がされているか等を確認すること。
- ⑦ 維持管理積立金の積立てに係る基準（3. 6 ④参照）については、独立行政法人環境再生保全機構により毎年度通知される特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の積立ての状況等の情報を活用し、優良基準適合性を判断すること。

5. 3 チェックリスト

参考までに、都道府県・政令市における優良基準適合性審査のためのチェックリストの例を以下に示す。

NO.	チェック欄		チェック項目
	優良認定	優良確認	
1	<input type="checkbox"/>		産業廃棄物処理業の許可の許可基準に適合しているか。 (適合していなければそもそも許可が与えられないので以下のチェック項目は審査不要)
2	①	<input type="checkbox"/>	優良基準適合確認申請書が提出されているか。
	③	<input type="checkbox"/>	申請者の氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名、電話番号が記載されているか。
	④	<input type="checkbox"/>	押印されているか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	根拠条文が間違っていないか。
	⑥	<input type="checkbox"/>	「許可の年月日」「許可番号」「許可の有効期間の満了の日」の欄の記載事項が、産業廃棄物処理業の許可証の記載と一致しているか。
	⑦	<input type="checkbox"/>	「収集運搬業・処分業の区分」の欄の記載事項が間違っていないか。
3	①	<input type="checkbox"/>	現に受けている産業廃棄物処理業の許可証が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	申請先である都道府県・政令市から交付を受けた許可証であるか。
	③	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理業の許可証の記載と、優良基準適合確認申請書に記載された「氏名又は名称」、「住所」、「法人の代表者の氏名」が一致しているか。
	④	<input type="checkbox"/>	優良確認を受けようとする許可区分の許可証であるか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	平成23年4月1日時点で受けている産業廃棄物処理業の許可に関する許可証であるか。
	⑥	<input type="checkbox"/>	申請日が、平成23年4月1日時点で受けている産業廃棄物処理業の許可の有効期間の満了の日を過ぎていないか。
3	①	<input type="checkbox"/>	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	誓約先の都道府県知事・政令市長名が間違っていないか。
	③	<input type="checkbox"/>	特定不利益処分を受けていない旨を誓約する期間が不足していないか。
	④	<input type="checkbox"/>	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が記載されているか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が申請書（優良認定の場合は許可更新申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	⑥	<input type="checkbox"/>	押印されているか。
	⑦	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物行政情報システムに掲載された情報等から、誓約書の内容に虚偽がないか。
4	①	<input type="checkbox"/>	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	インターネットを利用する方法により情報が公表されていることが確認できるか。
	③	<input type="checkbox"/>	申請日において、事前情報公表期間以上の期間にわたり情報公表が行われていることが確認できるか。
	④	<input type="checkbox"/>	所定事項が全て公表されていることが確認できるか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	情報の更新が所定の頻度で更新されていることが確認できるか。
5	①	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	認証書に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	認証書に記載された事業所は、申請先である都道府県・政令市内の事業所であるか。
	④	<input type="checkbox"/>	認証書に記載された有効期限が過ぎていないか。
6	①	<input type="checkbox"/>	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	加入証に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※

7	①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明書等に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税目（法人税及び消費税（地方消費税を含む。））に不足がないか。
	④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明期間に不足がないか。
8	①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県税について、都道府県税事務所長等（道府県民税・都民税については個人の場合は市町村長等）が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明書等に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税目（道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税）に不足がないか。
	④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明期間に不足がないか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県）に支払うべき都道府県税に滞納がないことが確認できるか。
9	①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市町村税について、市町村長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明書等に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税目（市町村民税・特別区民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税）に不足がないか。
	④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税証明期間に不足がないか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県内の市町村（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）に支払うべき市町村税に滞納がないことが確認できるか。
10	①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会保険料について、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し（申請者が国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者が発する納付証明書又はその写し）等が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	確認書等に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場について滞納がないことが確認できるか。
11	①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働保険料について、地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	確認書等に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場について滞納がないことが確認できるか。
12	①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が提出されているか。これらの書類に代えて有価証券報告書が提出されている場合は、直前2年の各事業年度における有価証券報告書が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	貸借対照表等に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。
	④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の額の和の平均値が零を超えているか。
13		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）内に申請者が設置している特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。

※事業者名が申請書と一致していない場合は、なぜ異なっているか、実質的に申請者と同一の者であるか等を確認する必要がある。

5. 4 優良認定・優良確認

【解説】

- 都道府県・政令市は、申請者が優良基準に適合している場合、優良認定・優良確認を行い、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを認められた者（優良認定業者）である旨を記載した許可証を交付する。この許可証の様式は、下記のとおりである。下記は、産業廃棄物収集運搬業の許可証の様式であるが、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業についても、同様の様式が規定されている。

<図5. 4 優良認定業者の許可証>

様式第七号の二(第十条の二関係)	
<p style="text-align: right;">許可番号</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物収集運搬業許可証</p> <p style="text-align: center;">見本</p> <p style="text-align: right;">優 良</p>	
<p>住 所</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条 第1項 の許可を受けた者である 第14条の2 第1項 ことを証する。</p>	
<p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <p style="text-align: center;">(市長)</p>	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
<p>1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）</p> <p>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ</p> <p>3. 許可の条件</p> <p>4. 許可の更新又は変更の状況</p> <p>年 月 日 (内 容)</p>	
<p>5. 積替え許可の有無 有・無</p> <p>(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)</p> <p>市名 許可番号</p>	
<p>6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無</p>	
<p>備考</p> <p>市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。</p>	
(日本工業規格 A列4番)	

- なお、都道府県・政令市において、優良認定業者である旨をさらにわかりやすく表示するため、「優良」の部分の色やフォント、囲い線の太さ等を変更したり、許可証上に説明文を追記することは差し支えない。この場合の説明文の例としては、「「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。」等が考えられる。
- 優良認定・優良確認を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は、7年となる。ここで、優良確認を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は、優良確認を受けた日からではなく、現に受けている許可の有効期間の開始日から起算して7年となる。例えば、平成23年1月1日に産業廃棄物処理業の許可を受けた者が、平成23年5月1日に優良確認を受けた場合、当該許可の有効期間は、平成29年12月31日となる（平成30年4月30日ではない）。

5. 5 都道府県・政令市における事務負担の軽減

【解 説】

- 外部機関に都道府県・政令市における優良基準適合性審査の事務の一部を委託し、都道府県・政令市が直接行う事務を、外部機関が行った審査内容の最終確認や適否の最終判断など、必要最小限のものとすることは可能である。ただしこの場合であっても、最終的な権限及び責任は都道府県知事・政令市長が有するものである。
- 他の都道府県・政令市において既に優良認定・優良確認を受けている産業廃棄物処理業者からの申請を受けた場合、都道府県・政令市の判断により、審査事務の簡略化を図ることができる。審査事務の簡略化の例としては、例えば、遵法性に係る基準については、他の都道府県・政令市において優良認定・優良確認が行われた日以降に限って産業廃棄物行政情報システム等の情報を利用した審査を行うこと等が考えられる。

6 優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリット

優良認定・優良確認を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、様々なメリットが与えられる。ここでは、産業廃棄物処理業者が優良認定・優良確認を受けることの制度上のメリットについて解説する。

① 許可証等を活用したPR

優良認定・優良確認を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、その旨を記載した許可証が交付される（図5.4）。

また、優良認定業者の情報は、「産廃情報ネット」（<http://www.sanpainet.or.jp/>）。詳細は3.3.2参照）等により、排出事業者等の関係者に広く紹介される。

② 産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長

優良認定業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が延長され、7年となるため、許可の更新に関する事務負担軽減につながる。

③ 申請時の添付書類の一部省略

優良認定業者については、都道府県・政令市の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更時の許可の申請をする際に都道府県・政令市に提出する書類のうち、以下のものを省略できる。

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・定款及び寄附行為
- ・処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業についての申請時のみ）

④ 財政投融資における優遇

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が産業廃棄物の処理に関連する施設（※）を取得するため必要な資金の融資を行っている（環境・エネルギー対策貸付制度）。

優良認定業者については、この貸付制度において、通常の場合よりもさらに低利率（特別利率③：年利0.85～2.05%）で融資を受けられる。詳細は、同公庫の相談センター（TEL：0120-868121）に連絡いただきか、同公庫のホームページ（<http://www.jfc.go.jp/>）を参照のこと。

（※）分別・保管施設、焼却施設、脱水施設、乾燥施設、破碎施設、無害化施設、リサイクル施設、最終処分場及びその附属施設・ブルドーザー等、幅広い施設が対象となっている。

行政だより

環廃産発第110310002号
平成23年3月15日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の3（同法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第14条の3の2（同法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第15条の2の7（改善命令を除く。）及び第15条の3に係る法定受託事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する法定受託事務の処理に当たりよるべき基準は別紙のとおりであるので、違反行為等に対して、本基準に基づき厳正かつ迅速な行政処分を行われたい（なお、本通知の発出時点において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）は未だ全部施行されていないが、本通知においては、同法による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。）。

なお、貴職において、事案に応じ、本基準以上に厳格な処分を行うことは、本基準の趣旨に反するものではない旨申し添える。

おって、平成17年8月12日付け環廃産発第050812002号本職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」は廃止する。

ADMINISTRATION INFORMATION

(別紙)

許可の取消し等の要件（①、②の違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
<p>① 第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号 （「情状が特に重いとき」に相当）</p> <p>無許可営業（第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更（同項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号） 施設無許可設置（同項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第9号） 施設無許可変更（同項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第11号） 無確認輸出（同項第12号） 受託禁止違反（同項第13号） 不法投棄（同項第14号） 不法焼却（同項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同條第2項） 委託基準違反・再委託禁止違反（第26条第1号） 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令違反（同條第2号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同條第3号） 無許可輸入（同條第4号） 輸入許可条件違反（同條第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同條第6号） 無確認輸出予備（第27条）</p>	許可取消し
② 第14条の3第1号及び第15条の2の7第3号	
<p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第28条第2号） 虚偽管理票交付（第29条第8号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同條第13号）</p>	停止90日
施設使用前検査受検義務違反（第29条第2号）	停止60日
保管届出義務違反（第29条第1号（第12条第3項又は第12	

行政だより

条の2第3項に係る部分に限る。)) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第3号) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第4号) 管理票回付義務違反(同条第5号) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第6号) 管理票・同写し保存義務違反(同条第7号) 引受禁止違反(同条第9号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告(同条第10号) 電子管理票虚偽登録(同条第11号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(同条第12号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知(同条第14号) 処理困難通知保存義務違反(同条第15号) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(同条第16号) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (第30条第1号) 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽 届出(同条第2号) 定期検査拒否・妨害・忌避(同条第3号) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 (同条第4号) 処理責任者等設置義務違反(同条第5号) 報告拒否、虚偽報告(同条第6号) 立入検査拒否・妨害・忌避(同条第7号) 技術管理者設置義務違反(同条第8号)	停止30日
事故時応急措置命令違反(第29条第17号)	応急措置に必要 な期間の停止
その他の違反行為	停止10日
③ 第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項並びに第15条 の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項	改善に必要な期 間の停止又は許 可取消し(改善 が不可能な場 合)
④ 第14条の3第3号及び第15条の2の7第4号	停止30日

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃産発第110317001号
平成23年3月17日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等が平成23年4月1日より施行されることを踏まえ、平成13年3月23日付け環廃産第116号をもって通知した「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」について、必要な内容の見直しを行い、下記のとおり取りまとめたので通知する。事業者又は産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場等に立入検査を行う際には、平成12年9月28日付け衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」及び下記事項に留意の上、その実施状況を把握するなど制度の厳正な運用に当たられたい。

おって、平成13年3月23日付け環廃産第116号本職通知「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 産業廃棄物管理票

1. 総論

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度であること。

なお、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行う

行政だより

ことなど委託基準を遵守しなければならないが、これは処理責任を有する事業者と受託者が委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務である。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務であること。

2. 管理票の交付

(1) 交付手続

- ① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあっては処分受託者）に管理票を交付しなければならないこと。このため通常は、運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となるが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを1回の引渡しとして管理票を交付して差し支えないこと。
- ② 管理票の交付については、例えば農業協同組合、農業用廃プラスチック類の適正な処理の確保を目的とした協議会又は当該協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、自動車のディーラーが顧客である事業者の排出した使用済自動車の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者に提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。なお、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならないこと。
- ③ 「産業廃棄物の種類ごとに交付する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条に規定する産業廃棄物の種類ごとに管理票を交付することを原則とするが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類として管理票を交付して差し支えないこと。
- ④ 産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに管理票を交付しなければならないこと。
- ⑤ 管理票は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）様式第2号の15によるものでなければならぬことから、交付された書面がこれによらないで作成されたものである場合には、管理票の不交付と判断されること。

(2) 記載事項

ADMINISTRATION INFORMATION

管理票は、規則様式第2号の15により作成した書面に必要な事項を記載しなければならないが、記載事項については以下によること。

- ① 「種類」は、法第2条第4項及び令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物である場合にはその旨を記載しなければならないが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えないこと。
- ② 「数量」の記載は、重量、体積、個数などその単位系は限定されないこと。
- ③ 「交付番号」は、事業者が当該管理票を特定できる任意の番号を記載すること。
- ④ 「交付を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に管理票の交付を担当した従業者の氏名を記載すること。ただし、(4)により元請業者（法第21条の3第1項に規定する元請業者をいう。以下同じ。）が同条第3項に基づき下請負人（同条第2項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）を経由して受託者に管理票を交付した場合には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。
- ⑤ 「運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称」及び「運搬又は処分を受託した者の住所」は、事業者が管理票を交付する際に記載しなければならないこと。
- ⑥ 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載すること。
- ⑦ 「最終処分を行う場所の所在地」は、最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分受託者からその委託先を調査するなどして記載しなければならないこと。また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければならないこと。なお、最終処分の予定先が複数である場合など管理票に記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。
- ⑧ 中間処理業者が記載すべき「交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号」は、例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却後の燃え殻の埋立処分を委託する場合は、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付された管理票の交付番号を記載するものであること。なお、中間処理を委託した事業者が複数である場合など管理票に記載することが困難な場合には、別途帳簿に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。

(3) 管理票の交付を要しない場合

規則第8条の19各号に掲げる場合には管理票の交付は不要であるが、次の事項に

行政だより

留意すること。

- ① 各号（第7号及び第10号を除く。）に規定する者に運搬のみを委託し、これらの者以外の者に処分を委託する場合には、事業者は、処分受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、事業者は運搬受託者を経由して管理票を交付することとなるが、運搬受託者は管理票の写しの送付、保存等の義務は負わないこと。
- ② 各号（第6号及び第10号を除く。）に規定する者に処分のみを委託し、これらの者以外の者に運搬を委託する場合には、事業者は、運搬受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、運搬受託者は処分受託者に管理票を回付する義務は負わないこと。
- ③ 第9号は、例えば地方公共団体の下水処理場から日本下水道事業団の広域汚泥処理場へ送泥管により下水汚泥を搬入する場合のように、産業廃棄物を排出する事業場と処理施設とが運搬用パイプラインで直結されている場合をいうものであること。

(4) 法第21条の3第3項に基づき下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合

この場合においても、下請負人が自ら運搬する産業廃棄物の排出事業者は元請業者であることから、当該産業廃棄物に係る管理票は、元請業者が交付すること。なお、元請業者が下請負人を経由して受託者に管理票を交付することは差し支えないが、下請負人は管理票の写しの送付、保存等の義務は負わないこと。

なお、下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合において、元請業者が下請負人に運搬の委託をしているわけではないことから、元請業者が自ら運搬する場合と同様、「運搬受託者」及び「運搬の受託」欄に下請負人の氏名等を記入する必要はないこと。ただし、元請業者が下請負人を経由して受託者に管理票を交付した場合には、「交付を担当した者の氏名」欄には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。

3. 管理票の写しの送付

(1) 収集運搬を受託した場合

- ① 事業者に管理票の写しを送付するのは、運搬の最終的な目的地まで運搬し、事業者から委託された運搬業務を完了させた運搬受託者であること（再委託を受けた運搬受託者が運搬業務を完了させた場合には、当該再受託者がこれに該当すること。）。
- ② 「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」とは、積替え又は保管の場所において、実際に拾集した量を記載するものであること。
- ③ 運搬受託者は、運搬を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、運搬を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、運搬終了後に管理票の写しを事業者に送付すること。

(2) 最終処分を受託した場合

ADMINISTRATION INFORMATION

- ① 処分受託者は、最終処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名、最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを処分を委託した中間処理業者（事業者から最終処分を受託した場合にあっては、事業者）に送付すること。
- ② 「処分を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に処分を担当した従業者の氏名を記載すること。
- ③ 再生を受託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物とした年月日をいうものであること。
- ④ 「最終処分を行った場所の所在地」は、最終処分を行った事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。
- ⑤ 処分受託者は、処分を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票又は運搬受託者から回付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、処分を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、処分終了後に管理票の写しを事業者に送付すること。

(3) 中間処理を受託した場合

- ① 処分受託者は、処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日を記載して10日以内にその写しを処分を委託した事業者（中間処理業者から処分を受託した場合にあっては、中間処理業者とする。以下同じ。）に送付すること。
- ② 処分受託者は、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、事業者から交付された管理票に最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを事業者に送付すること。
- ③ 最終処分が終了した旨を記載した管理票の写しの送付期限は、中間処理後の産業廃棄物について複数の最終処分を委託した場合にあっては、これらすべてについて管理票の写しの送付を受けたときから10日以内であること。なお、中間処理後の産業廃棄物について、焼却処分を受託した場合における中間処理後の産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいうものであって、焼却に伴って生じたばいじん及び汚泥はこれに含まれないこと。
- ④ その他、(2)に記載した事項を準拠されたいこと。

4. 管理票の写し等の保存

- (1) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者に交付した管理票の写しを、当該管理票を交付した日から5年間保存しなければならないこと。
- (2) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者から送付された管理票の写しを送付を受けたときから5年間保存しなければならないこと。

行政だより

(3) 事業者が、事業場以外の場所において管理票の写しを保存することは差し支えないが、都道府県による立入検査の際には速やかに検査を受けることができるようこれを保存すべきであること。

5. 管理票の写しが送付されない場合等における事業者が講ずべき措置

(1) 事業者は、以下のいずれかに該当する場合は、その委託に係る産業廃棄物の処理に關し、当該産業廃棄物の処理の状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこと。

① 管理票の交付の日から 90 日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあっては、60 日）以内にその写しの送付を受けないとき又は管理票の交付の日から 180 日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき

② 法第 12 条の 3 第 3 項から第 5 項まで又は第 12 条の 5 第 5 項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき

③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき

④ 運搬受託者又は処分受託者から法第 14 条第 13 項又は第 14 条の 4 第 13 項の規定による通知（以下「処理困難通知」という。）を受けたとき

(2) 事業者が講ずべき必要な措置としては、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあっては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託すること、処理困難通知を発出した運搬受託者又は処分受託者が処理を適切に行えるようになるまでの間、当該受託者に新たな処理委託を行わないことなどがあり、個別の状況に応じた適切な措置を採り得ること。

(3) (1)①から④までのいずれかに該当する事業者は、以下の場合に応じ、それぞれ以下に掲げる報告期限までに、その講じた措置等の内容を都道府県知事に報告しなければならないこと。

・ (1)①に該当する場合 (1)①に規定する期間が経過した日から 30 日以内

・ (1)②に該当する場合 (1)②に規定する管理票の写しの送付を受けた日から 30 日以内

・ (1)③に該当する場合 虚偽の記載のあることを知った日から 30 日以内

・ (1)④に該当する場合であって、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした受託者に委託したものに限る。）について処理が終了した旨の管理票の送付を受けていないとき 当該通知を受けた日から 30 日以内

第 2 電子情報処理組織の使用

1. 総論

電子情報処理組織を使用する制度は、情報処理センターがその管理を行うことにより産業廃棄物管理票制度を確実に実施することができるとともに、事業者にとっても管理票の記入手続やその写しの保存が不要となるなど事務処理手続が大幅に簡素化され、また、委託した産業廃棄物の処理の状況を容易に把握することができるなどの特

ADMINISTRATION INFORMATION

徴を有していることから、事業者に当該制度の十分な周知を図られたいこと。さらに、平成23年4月1日より開始される優良産廃処理業者認定制度において、優良基準の一つとして、産業廃棄物処理業者が情報処理センターに電子情報処理組織に係る利用登録をしており、電子情報処理組織が使用可能であることが挙げられていることからも、今後、電子情報処理組織を使用できる産業廃棄物処理業者の増加が想定されることから、事業者に当該制度の積極的な活用を推奨されたいこと。

2. 電子情報処理組織を使用する際の登録手続等

- (1) 電子情報処理組織を使用する際の登録及び報告に係る内容及び手続は、第1の2、3及び5に記載した事項に準拠されたいこと。
- (2) 電子情報処理組織を使用するときは、産業廃棄物を引き渡した後3日以内に情報処理センターに登録しなければならないこと。この期間に登録がなされないときは、管理票の不交付と判断されること。
- (3) 運搬受託者及び処分受託者への登録番号の通知は、文書、口頭等の方法を問わないものであるが、確実に情報を伝達するため、文書によることを基本とすること。産業廃棄物の引渡しの場所において引渡しの際に登録及び通知を行う場合であって、登録番号として情報処理センターが管理する番号を使用するときは、登録した後に通知することとして差し支えないこと。

第3 虚偽の管理票の交付の禁止

近年、産業廃棄物処理業者の自己名義による架空の管理票の売買が行われ、不法投棄を誘発しかねない問題となっていることから、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付することを禁止し、罰則の対象としたものであること。

したがって、法第12条の4の対象となる虚偽の記載をした管理票とは、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、運搬又は中間処理若しくは最終処分が終了した旨の記載がされた文書であって、これを交付をした産業廃棄物処理業者の名義で作成されたものをいうものであること。

第4 管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることの禁止

近年、受託者である産業廃棄物処理業者が管理票の交付義務に違反している事業者と共に謀し、又は強要され、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の処理を引き受けている事例が見受けられるが、こうした行為は、産業廃棄物管理票制度の外で産業廃棄物の処理が行われる事態を引き起こし、当該制度に期待される産業廃棄物の適正処理を確保するという効果を損なうばかりでなく、その産業廃棄物に処理責任を負う者が誰であるかを不明確とするものであり、正に不適正処理を助長する行為であることから、平成22年の法改正により、当該引受け行為を禁止し、罰則の対象としたものであること。

なお、電子情報処理組織を利用し、情報処理センターを利用して産業廃棄物の処理が終了した旨の報告を求められた産業廃棄物処理業者については、当該引受け行為に係る禁

行政だより

止規定が適用されないこと。

また、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第50条第3項又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第122条第14項の規定に基づき、法第12条の3第1項の規定を適用しないこととされている委託を行う場合については、「管理票を交付しなければならないこととされている場合」に該当しないことから、管理票の交付を受けずに当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けることは差し支えないものであること。

ADMINISTRATION INFORMATION

平成 23 年 3 月 17 日
事務連絡

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化の施行前後における
許可に関する考え方について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号。以下「改正令」という。）により合理化された産業廃棄物収集運搬業の許可の取扱いについて、下記のとおり考え方をお示しいたします。貴部（局）におかれでは、下記の考え方留意の上、都道府県・政令市間で連携しつつ、所管する産業廃棄物処理業者の監視・指導に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正令附則第 6 条の適用を受ける場合の知事許可の範囲について

改正令附則第 6 条の適用を受け、改正後も引き続き廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 27 条第 1 項に規定する指定都市の長等（以下単に「指定都市の長等」という。）の許可が有効となる産業廃棄物収集運搬業者（以下「当該収運業者」という。）について、当該収運業者が、改正令の施行の際に現に指定都市の長等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の許可（以下「市長許可」という。）以外に、都道府県知事の法第 14 条第 1 項の許可（以下「知事許可」という。）も受けている場合であって、市長許可の事業の範囲に含まれない産業廃棄物について、知事許可を受けているときの当該収運業者の許可に関する考え方は、次に掲げる場合に応じ、次のとおりである。

行政だより

(1) A県知事の許可品目ががれき類、b市長の許可品目ががれき類及び金属くずの場合

当該収運業者が、改正令の施行日以後収集運搬を行える範囲は、

- ・ b市内においては、がれき類及び金属くず (b市長許可：がれき類、金属くず)
- ・ A県内（b市内を除く。）においては、がれき類 (A県知事許可：がれき類)

である。また、このとき当該収運業者がb市内で行うがれき類の収集運搬はb市長許可を根拠に行うこととなる。

これは、知事許可と市長許可において許可内容が重複する場合にあっては、許可権者が二重に存在することはあり得ないため、A県知事は、その許可権限を行使しないものと考えられるためである。

(2) A県知事の許可品目ががれき類（積替えなし）、b市長許可の許可品目が金属くず（積替えなし）の場合（b市はA県内に存する政令指定都市等とし、A県内にはb市以外に政令指定都市等は存在しないこととする。以下同じ。）

当該収運業者が、改正令の施行日以後収集運搬を行える範囲は、

- ・ b市内においては、がれき類及び金属くず (b市長許可：金属くず)
- ・ A県内（b市内を除く。）においては、がれき類 (A県知事許可：がれき類)

である。また、このとき当該収運業者がb市内で行うがれき類の収集運搬は、A県知事許可を根拠に行うこととなる。

これは、改正令の施行日以後は、令第27条第1項の規定により、知事許可の範囲は、b市長許可が積替えを含む場合を除き、b市内を含めた全域となるのであり、当該収運業者が改正令附則第6条の適用を受けたとしても、知事許可の範囲が異なることにはならないためである。

(3) A県知事の許可品目ががれき類及び金属くず、b市長の許可品目が金属くず及び汚泥の場合

当該収運業者が、改正令の施行日以後収集運搬を行える範囲は、

- ・ b市内においては、がれき類、金属くず及び汚泥 (b市長許可：金属くず、汚泥)
- ・ A県内（b市内を除く。）においては、がれき類及び金属くず (A県知事許可：がれき類、金属くず)

である。また、このとき当該収運業者がb市内で行うがれき類の収集運搬はA県知事許可を根拠に、金属くずの収集運搬はb市長許可を根拠に行うこととなる。

これは、改正令の施行日以後は、令第27条第1項の規定により、知事許可の範囲は、b市長許可が積替えを含む場合を除き、b市内を含めた全域となるのであり、当該収運

ADMINISTRATION INFORMATION

業者が改正令附則第6条の適用を受けたとしても、知事許可の範囲が異なることにはならないためである。ただし、知事許可と市長許可において許可内容が重複する場合にあっては、許可権者が二重に存在することはあり得ないため、A県知事は、その許可権限を行使しないものと考えられるためである。

なお、b市長許可が積替えを含むものである場合、そもそも令第27条第1項の規定により、A県知事許可の範囲はb市内には及ばないことに留意する必要がある。

2 改正令附則第6条の適用を受け、知事許可の変更の許可等を受けた後に当該知事許可が失効した場合の市長許可について

改正令附則第6条の規定は、改正令の施行後において、市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けなければならぬこととなる者が、改正令の施行により不利益を被ることのないよう既得権を保護するために設けられた規定である。

そのため、当該収運業者が、改正令の施行日以後、都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けたことにより、都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の許可を受けなくとも、市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができることとなった者については、もはや、改正令附則第6条の適用を受けるべきではないのであり、その時点で市長許可は失効するものと解されている。

しかし、市長許可が失効した後で知事許可について法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の廃止の届出をし、又は法第14条の3の2の規定により当該許可を取り消された場合に、当該収運業者は、改正令附則第6条を根拠として、再び当該市長許可の範囲内で収集運搬を行うことができると解することができる。

そのため、市長許可が失効した後で知事許可を取り消された場合には、指定都市の長等がこれを確知したときは、当該許可を改めて取り消さなければならない。また、市長許可が失効した後で知事許可について廃止の届出をした場合には、当該収運業者は再び当該市長許可の範囲内で収集運搬を行うことができる。ただし、この場合であっても、市長許可が失効した時点において市長許可に係る許可証は速やかに返納する必要があるのであり、また、産業廃棄物の処理基準上、運搬時には許可証の写しを携行しなければならないこととされているため、当該収運業者は、市長許可に係る許可証の再交付を受けるまでの間は、収集運搬を行うことはできないと解するべきである。

3 改正令附則第6条の適用を受けずに、当然に失効した市長許可に係る委託契約の添付書類について

行政だより

改正令の施行の際現に市長許可及び知事許可を受けている者であつて、都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項等の許可を受けなくとも、引き続き当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができるものについては、当該市長許可は当然に失効することとなる。

産業廃棄物の収集運搬に係る委託契約を締結する際には、添付書類として、「受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の4第1号)を添付しなければならないこととされているところ、上記当然に失効する市長許可を有する産業廃棄物収集運搬業者については、改正令の施行日以後も引き続き当該市長許可の範囲内において業を行うことができるため、当該市長許可に係る許可証の写しは、同号に規定する書面に該当する。

ただし、改正令の施行日以後に知事許可に係る事業の範囲を変更したことにより従前の市長許可の範囲内において業を行うことができなくなった場合又は知事許可が失効した場合など、当該市長許可に係る許可証に記載された内容と実際の許可の内容に齟齬が生じた場合には、当該市長許可に係る許可証の写しは同号に規定する書面に該当しない。

また、改正令の施行日以後に新たに行う委託契約については、原則として、委託契約の際現に効果を有する許可証の写しを添付するべきである。

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃産発110323008号
平成23年3月23日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する
指導について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項等の規定に基づき、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出し、及びその実施の状況を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等が平成23年4月1日に施行されることを踏まえ、多量排出事業者が処理計画の作成及び実施状況の報告に当たり参考となるよう平成13年6月に取りまとめられた「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」の必要な見直しを行い、別添の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）」を取りまとめたので、貴職におかれでは、関係者への指導に活用されたい（なお、本通知の発出時点において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）は未だ全部施行されていないが、本通知及び別添においては、同法による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。）。

おって、平成13年6月7日付け環廃産発第286号本職通知「多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

行政だより

環廃産第110329004号

平成23年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてからご尽力いただいているところであるが、今般、平成13年6月1日付け環廃産発第276号をもって通知した「建設廃棄物処理指針」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等の施行を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」として取りまとめたので通知する。なお、貴職におかれでは、指針を関係者に周知し、指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

おって、平成6年8月31日付け衛産発第82号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」及び平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」は廃止する。

ADMINISTRATION INFORMATION

環境対発第110331001号
環境産発第110331004号
平成23年3月31日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長
(公印省略)
産業廃棄物課長
(公印省略)
適正処理・不法投棄対策室長
(公印省略)

石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）

石綿を含有する廃棄物の処理については、「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（平成19年11月5日付け環対発第071105002号、環産発第071105005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長通知）の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に沿い、適正処理の確保を図っていただいているところである。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）が平成23年4月1日に施行されることを踏まえ、必要な見直しを行い、別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれでは、本マニュアルを関係者に周知し、本マニュアルに沿った石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保が図られるよう指導の徹底に努められたい。

おって、平成19年11月5日付け環対発第071105002号、環産発第071105005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長通知「石綿含有廃棄物等の適正処理について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成23年3月～平成23年4月）の概要を紹介します。

■大阪ATCグリーンエコプラザ 「循環型社会形成セミナー」

日 時：平成23年3月2日（水曜日）13時30分
場 所：大阪ATCグリーンエコプラザ
内 容：産業廃棄物処理の実務講座（マニフェスト起票体験）
講 師：田尾利光（参与）

■関西金属産業協同組合向け研修 「改正廃棄物処理法令の要点解説」

日 時：平成23年3月25日（金曜日）18時00分
場 所：阪急グランドビル26階
講 師：龍野浩一（事務局次長）

■西日本地域における 東日本大震災支援体制検討会議

日 時：平成23年3月26日（土曜日）14時00分
場 所：ホテルラフォーレ新大阪
参画者：会長 國中賢吉

■全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成23年4月15日（金曜日）15時00分
場 所：太閤園（エメラルドルーム）
議 題：「東北地方太平洋沖地震」の被災に対する支援体制について
大阪湾広域臨海環境整備センターとの意見交換会について
NEXPO関西'11出展について
軽油取引税について
全国産業廃棄物連合会活動報告
参画者：國 中 賢 吉（会 長）
田 中 正 敏（副 会 長）
近 道 光 平（副 会 長）
白 坂 悅 夫（副 会 長）
三ツ川 卓 生（副 会 長）
片 渕 昭 人（常務理事）
鷹 野 賢次郎（理 事）
吉 村 東洋男（理 事）
河 野 俊 二（理 事）





Member

会員紹介

Information

会社名	株式会社 大阪鉛錫精錬所		
住所	大阪市此花区西島5丁目11番117号		
代表者名	廣末 雅昭	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	70名	会社設立日	昭和22年7月

INTERVIEW



代表取締役社長

廣
末
雅
昭

インタビュー

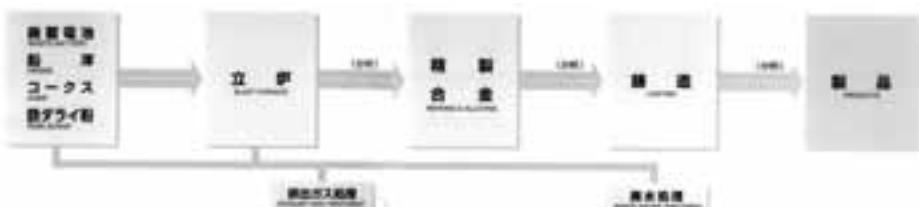
Q1

本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まずは、事業内容についてお聞かせ下さい。

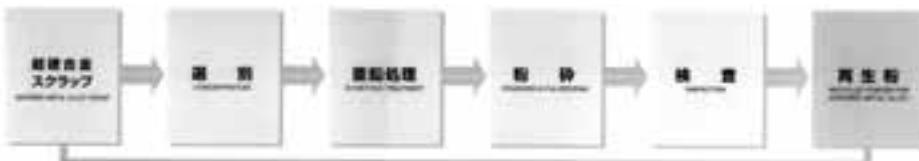
当社は、リサイクル、省資源技術を通じて社会に貢献することを社是としており、鉛の再生精錬並びに加工と、超硬合金のリサイクルなどを行っています。

具体的には、廃バッテリーなどを解体して鉛を取り出して鉛インゴットを製造したり、金属加工用の切削工具など耐磨耗性が要求される部分に使われていた廃超硬合金を再生粉にして、超硬・溶射メーカーなどに納めています。

鉛リサイクルプロセス



超硬合金リサイクルプロセス



**Q
2**

御社には、この此花区西島以外にも西淀川区佃と尼崎にも工場があるようですが…

当社は大正8年から、鉛リサイクル事業を行っていますがモータリゼーションと共に鉛の再生精錬業から廃バッテリーを扱う産業廃棄物処理業に参入致しました。以降、廃バッテリーの解体から鉛インゴットの製造まで全て佃の工場で行っておりましたが、環境設備更新時期を機会に平成23年4月1日に、西島事業所を完成させるに至りました。現在は佃事業所で廃バッテリーを解体して、鉛製品の精錬・精製を西島事業所で行っています。しかし、将来的には解体から精錬・精製まで一貫して西島事業所で行えるようにしたいと考えております。

尼崎事業所は昭和45年に設立したのですが、ここでは超硬合金のリサイクルを行っています。この事業は、鉛のリサイクルに比べて売上げに占める割合は少ないのですが、更に発展させていきたいと考えています。

**Q
3**

今年の4月に完成しただけあって、綺麗で立派な施設ですね！
工場の概要について教えていただけますか？

有難うございます。ここ西島事業所は大阪ガス株式会社の敷地にあり、敷地面積は約30,000m²、建築面積は合計で約6,000m²あります。工場棟、事務所、倉庫等の3つの建物からなり、還元炉、溶解釜等の生産設備に加え、排水処理設備、排ガス設備も備え、環境に万全の配慮をした施設となっています。



西島事業所レイアウト



倉庫



工場

西島事業所環境対策

- 原料受け入れ、精錬・精製、出荷積込みまでを全て建物内で行う。
- 還元炉を佃工場の2基から1基とし、時間当たりの排出ガス量を削減
- 排ガス集塵能力の増強(ろ過面積UP)。
- 精製工程、原料ヤード集塵能力増強。
- 排ガス処理工程に二次燃焼装置を追加し、臭気除去。
- 敷地面積の25%を緑地化。
- 車輪(大型車)の敷地内進入を舞洲方面からに限定し、住居地域走行に配慮。

西島事業所レイアウト

倉庫

工場

I N T E R V I E W

INTERVIEW

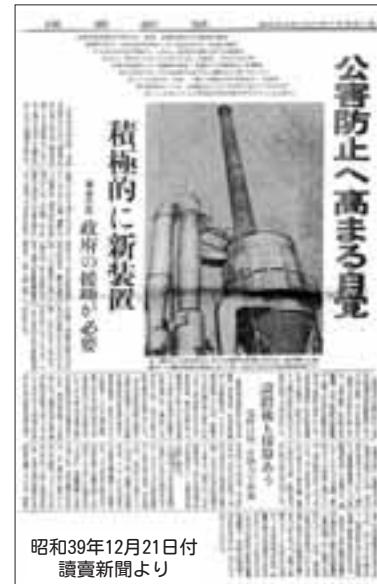
**Q
4**

環境に関する取り組みなども教えていただけますか？

俺に工場ができてから80年近くになりますが、環境への配慮に関しては最重要課題として取り組んで参りました。高度経済成長期には環境への配慮より経済が優先され、公害訴訟が起きたりしましたが、このような公害が社会問題となる前から、当社は公害対策に積極的に投資をすることが大切と考え、集じん装置と付帯設備を完成させ、大阪市から公害防止施設として表彰していただくこともできました。その後は、更なる環境に配慮した施設とするべく、此花区西島に新工場を立ち上げて現在に至ります。ここ西島事業所では排水、排ガス処理設備等公害防止設備だけではなく、防塵マスクの着用や、エアシャワーも導入し、従業員の健康管理にも万全の対策をしています。



従業員の健康管理にも万全の注意を払っています



昭和39年12月21日付
讀賣新聞より



排水、排ガス設備

**Q
5**

歴史が80年とは凄いですね！長きにわたり、会社経営を続ける秘訣とはなんですか？

我が社は創業以来一貫して、正直なビジネスをすることを大切にしてきたからではないでしょうか？正直なビジネスをすることは会社の品格と考えており、会社の品格を支えるのは社員なので、社員には品格を高めることの大切さを常に言っています。

設立60周年を迎えた頃、社員全員で記念旅行をしましたが、その時“会社の品格とは何か？”について、社員に話をしました。その甲斐があつてか、皆、少しづつ意識が変ってきた気がします。

品格を大切にし、正直なビジネスをするという私どもの姿勢が、結果として信用につながったからだと思います。



**Q
6**

鉛の業界の最近の動向はどのようなものでしょうか？

鉛といえば、人体に有害なものというイメージが先行していますが、適切に扱えば危険なものではなく、良く出来た金属なのです。自動車に関しても、電気自動車が注目されたりしていますが、電気自動車にも鉛バッテリーが欠かせないなど、鉛の需要は世界的にはまだまだ伸びると考えられます。

鉛の世界においてもアジアの需要というのは凄まじく、とりわけ韓国と中国の需要が非常に旺盛です。わが国の廃鉛バッテリーの30%は韓国に流れているといわれ、そのうちの大半は原料や製品として中国に行っていると考えられます。

日本は景気が悪く、鉛の総需要も30万トンほどと言われ、対して中国では電動自転車に使われているものだけでも40万トンほどと言われており、鉛の世界においてもアジアの動向から目が離せないものとなっています。

**Q
7**

最後に、社長の将来ビジョンなどをお聞かせいただけますか？

大阪鉛錫といえば“廃バッテリーのリサイクル”というイメージが強いようですが、超硬合金のリサイクルもしています。この事業を発展させるだけではなく、何かもう一つのリサイクル事業も育成し、三本柱のリサイクル事業で経営をしていきたいと考えております。

会社を発展させるために規模の拡大をしようとして、海外、とりわけ中国に進出するケースが良く見受けられますが、私どもの環境を重視したやり方で中国に進出してもコスト競争に負けてしまうことは明らかです。進出して現地のやり方に合わせて、やり方を変えるということもあるかもしれません、それよりも、我が社がこれまで大切にしてきた“環境に配慮したリサイクル方法”をしていくことの方が重要だと思っています。

確かに中国はまだ成長する市場かもしれないが、競争するにしても日本の電池メーカーと協力して、何か新しい仕組みを構築した上で取り組まなければならないことだと考えています。

しかし、一番大切なことは、単に会社を大きくするのではなく、社員の品格・幸福度、環境取組、お客様満足度など、会社の中身を一流にして規模は小さくても世界に通用する会社にしていくことだと考えています。



INTERVIEW

品質保証システムを通じてお客様に満足いただける製品を提供しています

リサイクル鉛

製品 形状寸法

- (1)再生新鉛 フォアナイン、スリーナイン
- (2)再生鉛 1号鉛、2号鉛、3号鉛、不純物の管理レベルは、ご相談に応じます。
- (3)合金鉛 Sb系、Sn系、Ca系の各種合金鉛をご要望に応じ、製造しております。
- (4)特殊合金 特殊な合金の製造もご要望に応じております。

1トン インゴットと25kg、50kgインゴットを標準としておりますが、これ以外の形状もご相談に応じ製造致します。



リサイクル超硬

製品／用途

(1) 超硬再生粉末

切削工具、耐摩耗工具等超硬合金の原料粉末として利用いただけます。またスクラップ御支給による委託加工も承っております。

(2) 超硬破碎品・超硬ボール

重機の爪先、耐摩耗プレート等硬化肉盛り材料としてご利用いただけます。



わが社のホープ！

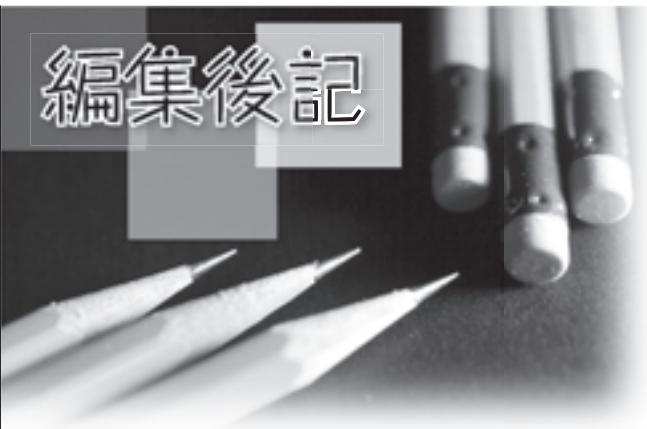
(頑張っている従業員の紹介)

氏名	北輝正
役職	鉛リサイクル事業部 生産統括マネージャー
仕事内容	<p>入社以来、現場一筋で、4年ほど前からは生産管理を任せられ、バッテリーの解体から生産統括まで一貫して担当しています。現在は西島事業所において、6月の本格稼動に向けて忙しい毎日を過ごしています。</p> <p>今回の仮事業所から西島事業所への移行は、水平立ちあげ（新工場の本格稼動まで旧工場も平行させて稼動させる）ではなく、垂直立ち上げ（旧工場の機能を一気に新工場に移行させる）であるため非常に緊張しています。</p> <p>本格稼動に向けては、従業員共通の認識の下で仕事をすることが大切と考え勉強会を企画したりもしています。</p> <p>バスケットボールで培った体力と役割分担の大切さを仕事に活かし、会社の目標である“世界に通用する会社”が実現できるよう貢献していくないと、日々、考えております。</p>

会社からの一言

原材料の仕入れから製品の出荷までという、生産全体を統括、コントロールするかなり大変な業務を任せていますが、バイタリティ、向上心、実行力という三拍子揃った彼なら、必ず素晴らしい結果を出してくれることでしょう。特に今回は、工場の機能を西島事業所に移行するという大変な時期ですが、彼のような従業員がいる限り、当社の目標である“小さくても世界に通用する一流の会社”は実現できるものだと期待しています！





西から元気に――

「3. 11」を境に全てが変わりました。平成23年3月11日14時46分18秒、未曾有の大震災が日本を襲いました。

改めまして、この度の東日本大震災によりお亡くなりになりました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

地震発生から2ヶ月が経過しましたが、未だ1万人以上の行方・身元がわからず、被災された人たちの住む場所、働く場所の確保もままならず、福島の原子力発電所の問題も解決の目途が全く立たず、日にちが経ったからと言って決して楽観できる状況ではありません。

西にいる私たちは、義援金や必要な物資を送ることはもちろんのことですが、何と言っても廃棄物処理のエキスパート集団の私たちですので、阪神大震災を経験した立場からも、震災で発生したがれきの処理に関してさまざまなお手伝いをさせていただけるものと考えております。

さて、そういう直接的な支援もできる限り続けていくべきですが、ほとんど被害を受けなかった西に住んでいる私たちは、間接的な支援も大いにやるべきではないでしょうか。過度の“自粛”はせずに、普通の生活をする、普通に消費することが支援になるのではないでしょうか。例えば、百貨店で買い物をする（特に東日本のものを）、レストランで食事をする、コンサートに行ったりお芝居を見たりする、旅行に出る、意識してこれまで以上にがんばりましょう。

幸い?なことに、大阪では商業施設のニューオープン、リニューアルオープンが続いています。難波の高島屋、なんばCITY、阿倍野のキューズモール、梅田の大丸、伊勢丹、ルクア……。皆様、ぜひ大阪へお越しくださいませ。そして、どんどんお金を使いましょう！そのお金を復興のために使っていただきましょう！

東北の復興は、おそらくとてもなく長い道のりになるでしょう。地道に一步一步進むしかありません。私たちにできることは西から東へパワーを送り“続ける”ことだと思います。被災された方たちが、一日でも早く普通の生活に戻れるよう願っています。



写真は新しくなった大阪駅の「時空の広場」



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.45

クリーンライフ

第45号



平成23年5月27日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫





協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.45

クリーンライフ

第45号



平成23年5月27日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫





協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.45

クリーンライフ

第45号



平成23年5月27日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

